

- 1 会議名 決算特別委員会（第3日）
- 2 開催日時 令和5年9月14日（木） 午前10時00分～午後3時05分
- 3 会場 高浜市議場
- 4 出席者 1番 橋本 友樹、 2番 荒川 義孝、 3番 神谷 直子、
5番 野々山 啓、 6番 今原ゆかり、 7番 福岡 里香、
8番 岡田 公作、 10番 北川 広人、 11番 鈴木 勝彦、
12番 柴口 征寛、 13番 倉田 利奈、 14番 黒川 美克
オブザーバー
議長（4番）杉浦 康憲
- 5 欠席者 なし
- 6 傍聴者 一般1名
- 7 説明のため出席した者 別紙のとおり
- 8 職務のため出席した者 議会事務局長 書記1名
- 9 付託案件
議案第50号 令和4年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
認定第1号 令和4年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 令和4年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
について
認定第3号 令和4年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について

- 認定第 4号 令和4年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5号 令和4年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6号 令和4年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7号 令和4年度高浜市水道事業会計決算認定について
- 認定第 8号 令和4年度高浜市下水道事業会計決算認定について

(令和5年9月14日)

別紙

7 説明のために出席した者

市長 吉岡 初浩	副市長 深谷 直弘	教育長 岡本 竜生
企画部長	木村 忠好	
総合政策G L	榊原 雅彦	秘書人事G L 野口 恒夫
I C T推進G L	平川 亮二	
総務部長	杉浦 崇臣	
行政G L	久世 直子	行政G主幹 本多 征樹
財務G L	清水 健	
市民部長	岡島 正明	
市民窓口G L	芝田 啓二	経済環境G L 島口 靖
税務G L	西口 尚志	
福祉部長	磯村 和志	
地域福祉G L	東條 光穂	介護障がいG L 都築 真哉
福祉まるごと相談G L	野口 真樹	
健康推進G L	中川 幸紀	
こども未来部長	磯村 順司	
こども育成G L	板倉 宏幸	
文化スポーツG L	鈴木 明美	
都市政策部長	杉浦 睦彦	
土木G L	清水 洋己	都市計画G L 村松 靖宣
防災防犯G L	山下 浩二	上下水道G L 亀井 勝彦
学校経営G L	内藤 克己	学校経営G主幹 小嶋 俊明
会計管理者	桑原 希代子	
代表監査委員	伴野 義雄	議選監査委員 長谷川広昌
監査委員事務局長	加藤 直	

10 会議経過

委員長挨拶

委員長 本日、委員会の傍聴の申出がありましたので、高浜市議会委員会条例第19条第1項の規定により傍聴を許可しましたので、御了承願います。

ただいまの出席委員は全員であります。

よって、本委員会は成立しましたので、これより会議を開きます。

ただいまより審査に入りますが、委員会の円滑なる運営のため、質疑については、二、三問程度にまとめて簡潔に行っていただくとともに、質疑の重複を避け、発言は議題の範囲を超えないようお願いいたします。

なお、質疑に当たっては、主要施策成果説明書または決算書等のページ数及び款、項、目、節等をお示しいただき、必ずマイクをオンにしてから御発言いただきますようお願いいたします。

また、発言終了後はマイクをオフにしていただきますようお願いいたします。

当局におかれましては、質疑に対し、適切なる御答弁をいただきますようお願いいたします。

《議 題》

認定第1号 令和4年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について

《歳 出》

8款土木費

委員長 質疑を許します。

問（5） それでは、3点お伺いします。

主要施策成果説明書の216ページ、8款2項1目、1、委託名で排水路ポンプ保守点検につきまして、保守点検を行ったことにより、稗田町、向山町のポンプの能力は、それぞれどれだけの能力があるのかを教えてください。

2点目は、218ページ、8款2項1目、1、同じく委託名で路面下空洞調査

業務委託につきまして、実際に空洞箇所があったのかどうか、また場所についても教えてください。

3点目が、222 ページ、8 款 2 項 1 目、2、これも委託名で道路予備設計業務委託の論地町内での路線、行った内容を教えてください。

以上、3点お願いします。

答（土木） 1点目の216 ページ、排水路ポンプ保守点検・遠方監視業務委託につきまして、こちらは乞殿排水路ポンプ場、塩田排水路ポンプ場、中荒井排水路ポンプ場の点検を行ったものでございます。こちらの排水路の能力につきましては、後ほど、お答えさせていただきます。

能力自体が上がったということではなく、保守点検を行ったものでございます。

次に、路面下空洞調査につきましてお答えさせていただきます。

今回、指定緊急輸送道路を実施いたしまして、空洞の可能性のある異常信号があったところが16か所ございまして、そのうち4か所についてボーリングを行って、スコープ調査を実施しました。3か所では空洞が確認され、1か所は異常がありませんでした。場所につきましては、市道五間道路線、市道半城土吉浜線になっております。

先ほどの216 ページ、排水路のポンプ能力につきましてお答えさせていただきます。塩田排水路ポンプ場につきましては、毎分18.36トンです。続きまして、乞殿排水路ポンプ、毎分41トン、中荒井排水路ポンプ、毎分37トンです。各2台あります。

次に、222 ページ、道路予備設計業務委託。こちらは、論地町地内の市道奥荒井線です。道路の予備設計と排水路系統の調査と現地測量を行っております。

以上でございます。

問（5） 216 ページのポンプの保守点検についてなんですが、昨年の大雨のときにポンプが動いてなかったということを伺っていますが、その点について確認させてください。

答（土木） 昨年の7月の件でございましょうか。雷が多かったときに、1台の稼働でございました。

委員長 ほかに。

問（５） なぜポンプが動いていなかったというところの原因については、調査はし切れているのでしょうか。

答（土木） その後、点検等を行いまして異常はなかったんですけども、雷か何かを拾ったのではないかという想定はされたんですけども、水位計の取替えを推奨されましたので、水位計は取替えさせていただいております。

委員長 ほかに。

問（８） 218 ページ、路面下空洞調査業務について先ほどと若干かぶるかもしれないかもしれませんが、御容赦ください。

今回の路面下空洞調査で、全体的な調査結果と今後の対応について、まずはお聞かせください。

答（土木） 全体的な調査結果ということで、先ほど、レーダー調査にて空洞の可能性のある異常信号が 16 か所ありまして、4 か所ボーリングを行いました。ボーリングでスコープ調査を行いました。3 か所で空洞が確認され、1 か所は異常がありませんでした。

3 か所のうち 1 か所は排水構造物の経年劣化による接続箇所の損傷が原因であって、残り 2 か所につきましては土砂の自然圧密による空洞があったということでございます。既に 3 か所とも補修は行っております。

委員長 ほかに。

問（８） 陥没等の危険度評価はどのようにやったのか。また、ちょっと怪しいところがある、また修繕を行っていない残りの箇所について今後どうやって行っていくのか、お聞かせください。

答（土木） 今回の業務におきましては路面の陥没危険度を A B C の 3 段階、A が高、B が中、C が低ということで、路面からの深さと規模、広がりでも評価しております。また、排水管やますなどの排水系の埋設物の破損等による土砂の流出が起因する空洞については空洞の成長要因となるため、埋設物のあり、なしの確認を行いました。

異常信号のあった 16 か所中、陥没危険度の高い A 評価はございませんでした。B 評価は 6 か所、C 評価は 10 か所となっております。スコープ調査を実施

した4か所については、危険度がB、かつ空洞の成長要因がある箇所を選定し、実施いたしました。16か所中、対応済みの4か所を除く12か所については、経過観察を計画的に行っており、状態に応じて対応していきたいと考えております。

委員長 ほかに。

問(10) 道路橋りょう費全体についてお伺いをしたいんですけども、公共施設等総合管理計画におけるインフラ計画。これに対して、令和4年度に関してはどれぐらいの進捗で進んでいるのか。建物と違うのでなかなか我々の目に見えにくいところがあるものですから。それから、どうしても緊急事態的なところがあって、そちらのほうを優先的にそういうことも当然出てくると、道路、橋梁に関しては思います。その辺のところを少しお話をいただけないかなと。お願いいたします。

答(土木) インフラ関係につきましては、長寿命化計画で舗装の修繕を計画的に実施しているということをごさいます、舗装の修繕及び橋梁のインフラの点検業務を行っているということと、あと、公園の整備につきましても計画的に実施しておる状況でございます。そちらのほうにつきましても補助金等を活用させていただいて、計画的に進んでいる状況でございます。

問(10) 計画的にやられてるのは当然分かっておるわけですし、我々、予算を通した中で令和4年度進めてきておられると思いますけれども、今日ではなくても構いませんが、もう少し目に見える形で進捗が分かるようなものが、何とかつくってもらえないかなということを非常に思います。

よく市民に言われるのは、何でここが先なのか、そういったことを当然言われる方もみえるんですよ、全体的な話で言うと。だけど我々は、きちんと行政のほうで公共施設等総合管理計画という計画に基づいてやってみえるという返答をさせてもらってる中で言うと、その計画がどこまでどう進んでいるんだというところに対しての答えをまた出さなきゃいけないということが結構出てくると思います。

ぜひ、そのところを御検討いただけたらなということで。質疑は終わらせていただきます。

委員長 ほかに。

問（12） 主要施策成果説明書の229ページ、8款5項4目、公園整備管理事業につきまして、市民の健康づくりと利用者向上のために市内公園の健康遊具の設置が必要であるかと思えますけれども、そういった検討がありましたでしょうか。

また、フレンド公園につきまして、トイレ施設が悪いとか手洗い用の水が出ないとも聞いておりますけれども、こういった改善の検討については行われたかどうかをお願いします。

答（土木） 今回、健康遊具につきましては検討しておりません。

整備のほうで、湯山公園につきましては東屋、洲崎公園につきましてはロッキング遊具のほうを設置しております。

あと、フレンド公園のトイレにつきましては、フレンド公園が借地をさせていただいておりまして、地主さんの了解が得られないということで今の状態が続いております。以上でございます。

委員長 ほかに。

問（7） 3点お聞きします。

主要施策成果説明書の223ページ、8款2項1目、3の橋りょう改築事業の中根橋橋りょう工事負担金について、1,341万7,359円の内容と、一般的に橋の工事は長期間となるため、今後の計画についてお聞きしたいのと。

230ページ、8款5項4目、工事請負費について、公園整備工事、後世山公園のかまどベンチ設置工と書いてありますが、かまどベンチは災害時にかまどとして炊き出し等で使用されるとのことですが、後世山公園に整備された経緯について教えていただきたいのと。

235ページ、交通安全指導啓発事業の自転車ヘルメット購入費補助金について、令和3年度と比較すると補助の件数が下がっているのも、その原因と、児童・生徒等、65歳以上高齢者の傾向について。また、最高齢の方が分かれば教えてください。

答（土木） 中根橋の架け替えの関係ですけれども、愛知県が二級河川の稗田川の改修工事を行っておりまして、改修に伴い、市道高取本郷線の中根橋の架

け替えを、河川管理者である愛知県が実施するものでございます。

そのため、道路管理者である高浜市が国の通達に基づき、費用負担をするものでございます。令和4年度は、橋の詳細設計を行いました。5年度につきましては、左岸の下部工、いわゆる橋台、6年度につきましては、右岸の下部工、7年度は上部工、橋桁、取付け道路工の予定でございます。

次に、後世山公園のかまどベンチの関係で、後世山公園の工事は老朽化した東屋の改修工事を行ったものでございまして、改修に当たり町内会と協議したところ、後世山公園は指定緊急避難場所であるということで、防災機能を有する東屋を整備することとなりました。また、町内会の防災訓練では炊き出しなどを行っているということでありましたので、同時にかまどベンチを整備したものでございます。

答（防災防犯） それでは、主要施策成果 235 ページでございます。

令和3年度の比較でございますが、7歳から18歳を対象とした児童・生徒等の申請件数の減が主な原因となります。

本制度は令和3年4月より実施しており、令和3年度の制度開始当初の4月から6月に申請が集中したことが主な原因と考えております。

あと、児童・生徒等の年齢別の傾向でございますが、令和3年度との比較では7歳から12歳で43.9%の減。13歳から15歳で45.3%の増。16歳から18歳で1.3%の増となっています。

あと、65歳以上の関係でございますが、令和4年度の60件の申請の年代別の割合としては、60代が25%、70代が30%、80代が40%、90代が5%となっておりまして、最高齢の方は92歳の方でございます。

以上でございます。

問（13） では、まず218ページの先ほどからお話に上がってる路面下空洞調査の業務委託についてお聞きします。

こちらが今回、緊急輸送道路について調査を行って、先ほどからの御答弁を聞いていると、調査の結果、対応のほうされてきたということで、近年そういった空洞による事故とかもございまして、市民の安全・安心、命を守るためにも非常に重要な業務なんですけど、これ緊急輸送道路のみということなんです

けど、そのときに、やはりこれ市内全域に本来は必要ではないかと思うんですけど、そのあたりの市としての見解を教えてくださいたいと思います。

それから、ちょっとページ飛びまして、230 ページの8款5項4目、1の公園整備管理事業の公園等の借地料に関しましても、昨日と同じように、借地を3か所されているということですので、この借地料の根拠についてもお聞かせくださいたいと思います。

それから、その下の先ほどから話が出ている後世山公園なんですけど、私これ東屋のほうをお聞きしたいんですけど、私が議員になった当初、約5年前なんですけど、東屋については修繕が必要な柱とかがすごく私の目にとまってたんですけど、当時、私の身近にいる建築屋さんにも聞いたら、すぐ補修すれば直るっていうことだったんですけど、やはり早急な補修により多大な建て替えとかの金額のほうを抑えられると思うんですけど、なぜすぐ補修せずに、結局ここで建て替えになって、かまどベンチも入ってなんですけど、959万円かかっているっていうこと。早急な修繕がなされなかったっていうところについては、なぜそういうふうになったのかということをお聞かせくださいたいと思います。

それから、232 ページの8款7項1目の1、建築総務事業の耐震改修啓発活動ということで、高浜市建築耐震研究会の協力を得てっていうことで、出張相談会を実施されたってことなんですけど、こちらに報償費ということで15万6,000円上がっております。

先日の防災訓練のときに、まち協さんの防災担当の方がおっしゃってたのが、まず避難所に来たときに避難所自体の建物が安全かどうかということの確認をするために、専門の方がチェックをするって言われたんですね。

私もこれについてもいろいろ異論があるんですけど、そういう任務を担っていて、そういった報償とかそういうのもここに入っているのかどうなのか。そのあたりの契約とかについても一度お聞かせくださいたいと思います。

取りあえずそこまでお願いします。

答（土木） 路面下空洞調査につきまして、今回、指定緊急輸送道路を実施させていただきましたけども、今後につきましては一、二級の幹線道路のほうを進めていきたいと考えております。

続きまして、借地料の関係なんですけども、固定資産税課税標準額の4%となっております。

あと、東屋の関係なんですけども、施設自体がコンクリートの中にある鉄筋と、あと屋根の鉄骨にさびが出ている。その時点で補修すればということなんですけども、恐らく屋根の内部にもうさび等が浮いていたことから、今回、改築のほうで整備をさせていただいたということでございます。補修ができる部分につきましては逐次、対応させていただきたいと考えております。

答（都市計画） 主要成果説明書 232 ページ、8 款 7 項 1 目、2、報償費の耐震改修啓発活動につきましてお答えいたします。

こちらの費用につきましては、町内会への出張耐震相談におきまして、高浜市建築耐震研究会さんの協力を得て、その地区の町内会の耐震の相談をするという場所で設けさせていただいております。そこへ出ていただいた方への謝礼としてお支払いをしております。

総合防災訓練におきまして、判定士として出ていただける方への報酬としては含まれておりません。

以上です。

委員長 ほかに。

問（13） 報酬としては出ていないんですけど、そのあたり何か契約してるのかどうかについて再度お答えいただきたいのと。

ページ変わりました、235 ページ、8 款 8 項 2 目の 1、交通安全指導啓発事業についてお聞きしていきます。

こちらの委託料ということで、交通防犯維持管理業務委託、高浜市総合サービスということで、交通防犯施設に関する維持管理等ということで、151 万 9,100 円、これの内容についてもお聞かせください。

以上、お願いいたします。

答（都市計画） 総合防災訓練で応急危険度判定として出ていただける方に対しては、契約としては結んでおりません。

今回の出張耐震相談におきましても契約行為ではなくて、出ていただいた方の謝礼という形でお支払いしております。

以上です。

答（防災防犯） 235 ページの交通防犯維持管理業務委託でございますが、こちらの委託内容につきましては、防犯灯の維持管理に関するもの、交通安全施設の維持管理に関するもの、あとは電光掲示板、沢渡町の交差点でございますが、こちらの維持管理に関するもの、その他、交通防犯に付随する維持管理業務というのが委託の内容となっております。

以上でございます。

委員長 ほかに。

問（13） 今、委託内容をお聞きしたんですけど、これをあえて委託でやってるっていうのはどういう理由でされてるのか。市が直営で職員ができることかなと思うんですけど、あえて委託でやってる理由をお聞かせください。

答（防災防犯） こちらの委託の内容が、週3日間で、午前9時から午後3時半までという形で、フルタイムではないんですが、結局、交通安全施設等を速やかに修繕する。一番多いのはカーブミラー等が汚れているので、それをきれいにしてほしいという御要望がたくさんございます。

そのときに、速やかに現場に駆けつけて交通安全を確保したいというところがございますので、あえて委託をしておるということでございます。

問（13） あえて委託をされているってことなんですけど、この委託は随意契約でされてるのかっていうことと、あと、随契の理由についても、何項まで言ってください。地方自治法の何条、何号まで教えていただきたいのと。

あと、これ何名の方が従事されているかについても教えていただきたいと思えます。

答（防災防犯） 契約は随意契約になります。地方自治法施行令第167条の2の第1項第2号の随意契約となっております。

人数でございますが、1名となっております。

以上です。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、8款土木費についての質疑を打ち切ります。

9款 消防費

委員長 質疑を許します。

問(13) では、9款1項1目の消防団活動についてお聞きしたいと思います。

昨年度の消防団における火事とかその他、どんなことがあったのかっていうことも含めて、出動回数について何回あったのか。

それから、消防団活動費ということで消防に訓練とかいろんなことに携わっていただいて、それに対する補償のほうをお支払いしていくと思うんですけど、これどういうふうに計算をされているのか。例えば、基本料があってそれプラス、1回訓練とか1回出動したら幾らとか、何かそのあたりをちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

答(防災防犯) まず、出動回数でございますが、参加人数で申し上げますと、会議のほうで959人、三人行事で254人、水防関係の台風等の出動でございますが67人、訓練等で延べ373人、火災のほうで延べ227人の消防団員が参加してございまして、合計で1,880人の消防団員の方が年間、出動していただいております。

経費の考え方でございますが、御承知のとおり令和4年4月1日施行の高浜市消防団条例の一部改正により、団員の報酬を個人支給に変わることになりまして、いわゆる出動報酬は広域消防の分担金の中を含めるという形になってございます。

その中で、今申し上げた1,880の出動回数に対して、この高浜市の消防団の条例の中で記載がございまして、2段階ございまして、おおむね4時間のものについては4,000円、それを超えると、次の段階の8,000円という形になりまして、その部分が経費となります。

もう一つ、去年は消防団活動委託料という形になりまして今年も消防団交付金ってことになってございますが、この交付金の中身でございまして、この中

には、主なものとしては、操法大会にかかる経費というものが入ってございます。この部分につきましては、先ほど申し上げた消防団員の出勤報酬ではなくて、各分団、第1分団から第4分団への操法訓練に参加するための費用として、こちらのほうを交付金として支出しております。

したがいまして、今回、交付金という形で整理をさせていただいておるということでございます。

以上でございます。

委員長 ほかに。

問（13） この活動事業ということで、ざっくりすごく金額のほうが出ているのでよく分かりづらいんですけど、例えば、いわゆる消防団の方が見えるところとか消防団の消防車とか、そういうあたりのものっていうのは、各消防団が管理運営されているのか、それとも市が管理運営していて、建物とかいろんな設備については市が管理運営するけど、活動だけお願いしてるのか、どういう形になってるのかについても教えていただきたいと思います。

答（防災防犯） まず、消防団の詰所でございますが、詰所の維持管理費、光熱水費ですとか浄化槽の管理、そういった建物の維持管理費は市のほうで行っております。

そのほか、例えば火災が起きた場合については、これは出勤報酬という形になりまして、それが4時間以内であれば4,000円の支給をします。ただ、会計の仕方としましては、4年度からは広域消防事業の分担金にそれが含まれるという形になっておりまして、市の会計を通さずに支出をするという役割分担になってございます。

以上でございます。

委員長 ほかに。

問（13） 現在、各消防団の団員の人数と、それからそこに団員として登録されてる市の職員がどれぐらいいるのかについてもあわせてお願いしたいと思います。

答（防災防犯） 令和4年4月1日現在で93名の消防団員がいます、そのうちの市の職員は35人となっております。

委員長 ほかに、。

問（13） やはり一番大事なのが、消防団の方は火災のときもすごくお手伝い
いただいていると思うんですけど、災害時に東日本大震災の話でもすごく消防団
の方が御活躍されたということで重要なんですけど、93名のうち35名が市の
職員ということだと、これ、ほかの自治体でも聞いたことあるんですけど、消
防団の活動を優先するのか、職員としての活動を優先するのかっていうところが
なかなかはっきりしてない自治体が多いってということと。あと、やはり消防団
に職員が、もうこれで見ると約3分の1以上が職員っていうことになっちゃう
と、逆に、なかなか消防団としての力が発揮できないのかなってところで、
そのあたりの見解とか市の考えについてもお聞かせいただきたいと思います。

答（防災防犯） 実は、消防団の条例定数122名でございまして、まだまだ団
員が不足しておる状況でございます。その中で、何とか非常備消防を充実させ
たいという思いから、在住だけの方ではなくて在勤の方も入っていただくよう
にお願いをし、さらに、やはり消防団で活動されるとどうしても御家族の御理
解が必要になりますので、家賃補助等、他市と違った形のインセンティブが働
くような形で頑張ってお入団をお願いしておるところでございまして。

やはり、いざというときのためにどうしても必要な組織でございますので、
確かに職員の数というのもございますが、とにかく私どもとしては条例定数
122人に近づけたいという思いで、日々勧誘をしているところでございます。

以上でございます。

委員長 ほかに。

問（13） 今お話があった操法の話なんですけど、操法に出られればその回
数で報酬が支払われるってということだと思うんですけど、やはりこの操法とい
うのが本当に必要かどうかってということ。やはりこれ見直しを進めてる自治
体があって、でも操法に関しては、もうやめますと、やめるけどその代わり現
場で役に立つ訓練はしますということ、団員の訓練とかそういうものの軽減
を図って、その代わり人数を増やすとか、そういうこともすごくされてきてる
自治体を聞いておりますので、そういう操法大会についてはやはり見直しとか
してかないと、なかなかその費用もかかると思うので、そのあたりについても

何かお考えがあったらお聞かせいただきたいと思いますけど。

答（都市政策部） 消防団のことをいろいろ御心配いただきましてありがとうございます。
ございます。

操法大会の出場が消防団員たちにとって大変な負荷があるということは全国的にございます。高浜市においても、各分団、順番に出場していただくのですが、事前に各分団ごとに協議していただいて、大会に出るのか出ないのか。必ず出てくださいではなく、団員の気持ちで出ていただくか出ていただかないかをしておりますので、必ずしも大会のために消防団員が大変な思いをするのではなく、操法というのは、消火活動の初期の技術のものですから、大会のためではなく、日々訓練して、消火活動のために励んでおりますので、よろしくお願いたします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、9款消防費についての質疑を打ち切ります。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。ここで当局より発言を求められておりますので、これを許可します。

説（こども育成） 昨日の3款の質問に対する追加説明について、御説明をさせていただきます。

主要成果説明書165ページ、3款2項3目、放課後児童健全育成事業の清掃委託料についてお答えします。どこの委託なのかについてでございますが、翼及び東海児童クラブの清掃委託料となります。なお、こちら、令和4年度からの新規ではなく、令和3年度も委託を行っておりますが、令和3年度の委託料

が約 90 万円だったものが、100 万円を超えたことから、今回、主要成果のほうに上げさせていただいているものでございます。

次に、同ページ高取児童クラブの長寿命化改良工事について、坪単価についての御質問がございました。坪数につきましては 53 坪となりますので、割り返しますと約 86 万円となります。

次に、主要成果 169 ページ、子育て・家族支援ネットワーク事業のいちごプラザの改修工事の予備費の充当額 67 万 2,000 円の内容につきましてでございます。こちら、9 月補正でみどり学園の改修工事、補正をさせていただいてる内容と似た内容となります。主な内容としては、設計のときに照度不足が反映されてなかったものによる照明器具の増工と、棚を撤去したら壁がなかった、床がなかったっていうところに対する補修となります。予備費にて対応した理由としましては、みどり学園の移転時期が年末と決まっていることから、9 月補正前に対応が必要であり、8 月 16 日に予備費充用をしております。以上です。

10 款 教育費

委員長 質疑を許します。

問（3） 245 ページ、10 款 2 項 1 目、小学校給食運営事業についてお聞きしたいと思います。他市では給食が委託事業で、業者が投げ出したというニュースが最近ありました。高浜市では自校式で給食がつくられており、おいしい給食と生徒・児童に人気です。この自校式ですけど、これ委託料とありましてどのような体系になっているのか改めて教えてください。

答（学校経営） 245 ページの小学校給食調理業務委託でございますが、こちらは給食調理全般に関わる運営を委託しているものでございます。各校に必要な調理員の方を配置していただきまして、安定的な給食運営に努めていただくための委託料となっております。

問（5） 主要成果説明書の 244 ページ、10 款 2 項 1 目、学校管理費の中で翼小学校の避雷針設置工がありますが、この避雷針設置工の費用についてお聞きしたいのと。また今後、市内でその他の施設への避雷針設置の展開は考えられ

ているのかについてお聞きします。

答（学校経営） 244 ページの翼小学校、照明器具LED化等工事の中の避雷針の設置工事について、お答えします。費用につきましては、避雷針工事の部分は260万7,000円となっております。その他の学校への設置予定ということですが、建築基準法で、建物が20メートルを超える校舎につきましては、避雷針を設置するように義務づけられておりますが、20メートルを超える学校というのが市内で今3校あって、既に設置済みです。翼小学校につきましては、20メートルを僅かに下回っているんですけども、過去に2回落雷の被害を受けたことから、昨年度補正をつけさせていただきまして対応させていただきました。

問（12） 3件お聞きします。

まず1つ目は、240ページの10款1項3目、教職員研修事業についてですが、資料要求の資料7を見ますと、不登校者数が年々増加してきております。こういった状況において、不登校対策に関する研修内容がありますでしょうか。

2つ目、251ページ、10款3項1目の中学校維持管理事業について、今回、南中学校の洋式トイレ改修が完了したということですがけれども、ほかの学校の小学校の状況や改修予定についてお願いします。

最後に3つ目が、256ページの10款4項1目の幼稚園維持管理事業について、旧高取幼稚園の園舎の解体工事が完了しましたが、この更地につきましてどうしていくのか。これについてお願いします。

答（学校経営 主幹） 1つ目の不登校が増加していることに対する研修であります。いじめ不登校への対策の委託事業というのがありまして、各学校の実情に応じまして、研修の講師を呼んだりだとか、カウンセラーさんを呼んだりだとか、そういった形で学校ごとに研修を行っている、そういった現状であります。

答（学校経営） 251ページのトイレ改修でございますが、基本的に昨年度から始まっておりますが、学校施設の長寿命化計画に基づきまして、その長寿命化改良工事の中で、トイレの洋式化を図っていきたいと考えております。

なお、南中学校をはじめ高浜中学校につきましては、長寿命化改良工事まで少し期間があるということで、トイレのみ前倒して工事を実施させていただい

ております。

答（こども育成） 高取幼稚園の解体工事でございます。こちら令和4年度に完了しているのは実施設計でございます。解体につきましては現在、令和5年度に行われている状況でございます。

答（総務部） 今解体中ということで、更地になった後のことですが、それについては、先日の一般質問での14番委員の質問に対して御答弁したとおりですのでよろしく申し上げます。

委員長 ほかに。

問（12） 教職員の研修事業に関しまして、研修とかで対応されているということは分かったんですけども、それでも年々増加しているということは、どっかに何らかの対応策とか何か問題が潜んでいるとも考えられますけれども、その点の考えはいかがでしょうか。

答（学校経営 主幹） 一般質問でもお答えさせていただいておりますが、個々の状況におきましては様々な要因が複雑に絡み合っておるといってもあります。これをやったら必ず治るといふことには直接つながらないこともあるんですけども、それでも目の前の1人を救う、新たな1人をつくらないという基本方針の基で、個々に置かれているその状況を全職員でしっかり把握をして、保護者の方々としっかり対話を重ねながら、今できることは何なのかというところで、関係機関とつながったりだとか、保護者の方々の困り感などをつなげていくカウンセラーさんや関係機関につなげていくというところの共通理解を持って、学校全体でチームとして取り組んでいくことを校長会や主の生徒指導連絡協議会がございまして、そこへ丁寧にしっかりやっていくように伝えております。

問（6） 1点お願いいたします。主要施策成果の239ページ、10款1項3目、教育指導事業の魅力ある学校づくり事業委託ですけれども、昨年より56万円ほど高くなっています。その理由と事業内容を教えてください。

答（学校経営 主幹） 魅力ある学校づくり事業というものにつきましては、主に各学校の研究活動、魅力ある授業づくりというところで、各学校の主題研究というテーマのもとに、日頃の授業、質の向上というところをやっておるん

ですけれども、コロナが少しずつ明けてきて、これまでなかなかかわりのある授業ができなかったものからだんだん通常の授業、子供たちのかかわりのある事業だとか、技能教科授業も活発に行うことができるようになりまして、その授業研究に講師の先生を呼んで、みんなで学校全体で授業を見合っ、て、研修していこうというようなところで、教材研究費もあるでしょうし、講師の先生の報償費もあるでしょうし、そういった形で増加している現状であります。

問（14） 2点ほどお願いいたします。主要成果説明書 261 ページ、10 款 5 項 2 目、12 に建築確認申請手続支援業務委託というのが 178 万 7,500 円で載っておりますけれども、これ 3 回変更を組んでるわけですね。4 月に 1 回、8 月 29 日に 1 回、11 月 28 日に 1 回かけてみえるんですけれども、なぜ 3 回も変更契約をやったのか。その理由とそれぞれの変更の内容をお答えください。

それからもう一つ、10 款 5 項 2 目 12、これ主要成果に載ってないんですけれども、調書には、令和 4 年 5 月 10 日から令和 5 年 1 月 17 日、春日庵の測量費、これが 64 万 9517 円載ってるわけなんですけれども、これをやった理由とその成果をお答えください。

答（文化スポーツ） 261 ページの建築確認申請の契約の変更理由と内容というところがございます。まず、1 回目の変更につきましては、かわら美術館の用途変更をするということになりましたので、作業に要する費用というものを増額しております。それから、2 回目の変更につきましては、建築確認申請を提出した後に、バリアフリー法に適合させる必要があるということが判明しましたので、それに向けての作業、それから申請に係る費用というものを増額しております。

それから、2 点目の御質問で 10 款 5 項 2 目、春日庵の土地の測量についての御質問でございます。こちらについては、市が所有しております春日庵の土地とその隣接する駐車場の土地との境がはっきりしないということがございましたので、確定測量を行ったというものでございます。これによりまして、市の財産である土地の面積をしっかりと確定できたということが成果でございます。

問（14） もう 1 点、もう少し詳しくお答えいただきたいんですけれども、先

ほど図書館の建築確認は、用途変更とそれからバリアフリー法、これ最初から分かってたじゃないんですか。そのことについてお答えください。

答（文化スポーツ） この点につきましては何度も一般質問でお答えはしておりますけれども、かわら美術館につきましては、もともとは集会場であったところですが、いろいろ相談していく中で、美術館・図書館として用途を変更していくということをこの手続を進めていく中で決めていったところがございます。

それからバリアフリー法の関係についても、事前にいろいろ調整、相談等をしている中ではその指摘はございませんでしたが、申請書を出した後に、そういった指摘がございますのでそれで対応したものでございます。

問（14） 今のことも川角建築に出す前に事前に設計調査をやっとるわけですよ。そういったことをきちっと精査しておけば、こういった問題は起きなかったと思います。その辺のところは非常に私は疑問に思っていますので、ぜひそういったことをきちっとやっていただきたいと思います。

それから、先ほどの春日庵の測量費ですけれども、これ主要成果のほうには載っておりません。担当に聞いたら、金額が少ないから載せなかったという話なんですけれども、先ほどの話じゃないですけれども、地境がしっかりしなかったから地境を確定してほしいということが地主から話があったと。それは、隣の地主は測量をしてみえるわけでしょうか。それをお答えください。

答（文化スポーツ） 今回の目的としましては、測量に関しては、先ほど御答弁したとおり、市の土地も、もともと確定測量というものが行われておりませんでしたので、市の財産管理という点からもその点をはっきりしておいたほうが良いというところで行ったということをお願いします。

それから、建築確認の件で再度質問いただきましたけれども、以前に行った調査というのは、あくまでも参考にする資料ということで、そういった調査成果も踏まえつつ、また改めてどうしていくかということをして昨年度考えた結果として進めてきたということ御理解いただければと思います。

問（14） 今の春日庵の測量の件ですけれども、私が聞いた地境がしっかりしてないからということで隣から申出があって、それを測量かけたと。それを先

ほど言ったみたいに、隣は、地主さんは測量をしたわけでしょうか。

それからもう一つ、あそこのところは市が、前の地主さんから買ったわけですが、そのときは公簿で買っておりますので、確かに面積が確定してなかったというのは事実です。ですから、測量したら面積的にはどうだったのか、その辺のところをお答えください。

答（文化スポーツ） 面積ですけれども、今回の測量を行った結果、約 10 平米減少となっております。

問（14） 隣は測量したかどうかというのは。お答えください。

答（文化スポーツ） 測量したという話は聞いておりません。

問（14） 細かいこと言うようですけれども、10 平米面積が減つとるというわけですね。そうするとそれで確定したということになると、隣の面積が増えている可能性あるわけじゃないですか。ちょっとその辺のところについては、申入れはしなかったわけでしょうか。

答（文化スポーツ） 今回の目的はあくまでも市が所有している春日庵の土地のところをはっきりさせるということで行っておりますので、今申し上げたとおり、測量の結果が 10 平米減ったというところでございます。

委員長 ほかに。

問（13） 10 款 1 項 1 目、238 ページからお聞きしています。

教育委員会運営事業として、昨年度も聞いております、めざす子ども像周知カレンダーなんですけど、昨年度については利用実績についてはアンケート等とってないってことなんですけど、令和 4 年度についてはどうであったのか。それから効果について。やはり、これいろんなお宅に行ってもカレンダーがかけてあるのを今のところ見たことがないので、作成する意味とか、どういうふうに効果があったかがなかなか分からないので、これ続けていくかどうかも含めて、効果についてはアンケートをとるべきだと思いますので、そのあたりの見解、それからアンケートをとってれば実績報告について教えてください。

それからその下の使用料ということで保護者連絡システム使用料のほうがあります。欠席連絡ができるということで、保護者の方が大変お忙しい中、簡単に欠席連絡ができるということで活用されいてるってことをお聞きしてるん

ですけど、現在の状況について市としてどう捉えているのか、教育委員会としてどう捉えているかっていうところと。あと、保護者連絡システム、ほかにも何か使えないのかなと思うんですけど。そのあたりについては、今までとの違いがあれば教えていただきたいと思います。

それから、10款1項3目の教育指導事業についてお聞きいたします。部活動指導謝礼ということで58万5,000円。以前、私が一人当たりになるとすごく少ないということで申し上げたんですけど、具体的に、どこの学校のどの部活に何人いるのかっていうことを一度確認したいと思います。

取りあえずそこまでお願いいたします。

答(学校経営 主幹) まず、めざす子ども像周知カレンダーについてですが、アンケートというよりも、そこを研究、調査している中心的な委員会の代表メンバーに、各学校・園の様子を聞いていただいて、保護者の方々の声を聞いて、全体様子を確認しています。その効果についてであります。続けていくかどうかにつきましては、前回御質問いただいたとおり、1年、2年、実際にこれまで10年続けてきたことで、幼稚園のお子様が本を読むのが好きになったというような声を聞いています。実践して成果を望むというのではなく、長い年月を掲げて、「読書」、「地域愛」、「礼儀」、「学習の心構え」の4つを高浜が目指す生活習慣・学習習慣として、継続してやっていきたいと考えております。

使用料につきましてです。これは非常に、保護者の方々から評価をいただいております。各種便り、案内文書をPDFで添付してイメージしやすいだとか、保護者に紙媒体で配布するのではなく速やかに配信できる、外国籍の御家族の方々には自動翻訳ができるというようなところ。もっと言いますと、教職員がこれまで紙媒体を多数配布していたものを一括で配信できるということということで業務改善につながっております。今後につきましては、今、出欠席の連絡を、電話連絡ではなくてそれでできないかということで、全校で少しずつ保護者連絡システムの持つ機能をより効果的に進められるよう考えております。

部活動の学校ごとということで、高浜中学校でいきますと9名、南中学校は4名となっております。高浜中学校ソフトボール、女子テニス、男女バレー、男女卓球、剣道、柔道、吹奏楽の9名。南中学校は野球、剣道、卓球、吹奏楽

の4名です。

問(13) すいません、ちょっと今すごく早口で言われたので、それぞれ何名の方が従事されているのか、今、高中だけでも9名と言われたんですけど、これでいくと、種目的には6種、6部活なのかなと思うので、もう一度、どこが何人っていうのを教えていただきたいのと。

指導者の方に指導していただくのはいいんですけど、やはりその南中と高中で指導できるとかできないとか先生の異動によってどんどん変わってくると思うので、そのあたりをきちんと整理して、この方はやっていただけるとのことだけど、今年はちょっと異動により、南中に派遣していた方を高中に行ってくださいとか、そういう精査をされているのかっていうところについても確認したいのと。

あと、その下の魅力ある学校づくり事業委託ということで、先ほど、ほかの委員からの質問で御答弁いただいたんですけど、委託先がどちらになるかについて教えてください。

それから、その下の派遣指導主事負担金。ここにつきましてはちょっと内容について、もう一度確認したいと思いますので教えてください。

それから次、10款1項3目、教職員研修事業ということで、これざっと見させていただくと、LGBTQの研修のほうがないのかなと思うんですけど、そのあたりはされたのかされてないのか、内容についてはどうなのか、職員のほうは、これ見るとASTAさんの研修を受けたことが書いてあるので、すごくASTAさんの研修今、県内でいろんなところが受けているっていうことで、非常に効果があるっていうお話いただいているものですから、そのあたりについてもあわせて教えてください。取りあえずそこまでお願いいたします。

答(学校経営 主幹) 初めに外部指導者の人数を再度申し上げます。早口で言ってしまいましたが、男女バレーでしたら、男子バレー、女子バレーで1人ずつということで、男女卓球も男子卓球、女子卓球ということでありますので、ソフト1、女子テニス1、男子バレー・女子バレーが1ずつ、男子卓球・女子卓球1ずつ。剣道、柔道、吹奏楽1ずつ。南中も野球、剣道、卓球、吹奏楽、それぞれ1人ずつであります。それぞれ9名と4名。確かに教職員の中には経

験者もおりますし、未経験者もおります。担当を決めるのにも大変なところがありますが、それでも、目的が競技の質や競技力を高めるというのがあります。その活動を通して、子供達がどんな学びをするのかということでもありますので、一概に専門経験者を配置するというよりも、教員と一緒に子供達と向きあって、課題を解決していくというところに部活動の大きな目的があります。学校を越えて配置をするということはしておりませんが、ただ、学校によっては合同練習をしましょうと、お互いの顧問の持ち味を生かした練習メニューの工夫をしている取り組みがなされております。

委託事業につきましては、委託先は学校になっております。魅力ある事業づくりの委託先は学校です。

LGBTQの研修につきましては、今年度の夏季研修で実施しましたので、昨年度は実施してしておりません。

答（学校経営） 239 ページの負担金の派遣指導主事負担金についてですが、こちらは県の職員として、現在指導主事を2人、学校経営グループに派遣していただいております。県との協定に基づきまして、派遣指導主事に係る人件費の部分を、1人目については、市と県が2分の1ずつを出し合い負担する。2人目につきましては、県が3分の1、市が3分の2を負担するという取り組みになっておりまして、こちらにかかる費用を計上させていただいております。

問（13） 魅力ある学校づくり事業委託の委託先が学校というのはちょっと意味がよく分からなくて、学校っていうのは、各学校がもしやるのであればそれは何か委託することではないのかなと思うのでちょっと理解できるように御説明いただきたいなど。

あと、派遣していただくということなんですけど、派遣をしていただくことの理由とかそのあたりも教えていただきたいと思います。

それからあわせて、10款1項3目の3、児童生徒健全育成事業についてお聞きします。昨年も聞きましたが、スクールサポーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが、現在、どの学校に何名派遣されていて、その方々が正規なのか非正規なのかについても教えていただきたいのと。

あとコロナ明けなんですけど、特にこの夏休み明け、心身ともにいろんな悩

みを持っている、子供もそうですし、御家庭の保護者の方もすごく多いとお聞きしております。本当に私の身近な周りでもいろんな悩みを抱えていた御家庭があるってことをひしひしと感じているんですけど、そういう意味でもこういう方々の、充足しているのか、予約やっているってところがあると思うんですけど、なかなか予約がとれないとかそういう状況についても、充足についても教えていただきたいと思います。取りあえずそこまでお願いいたします。

答（学校経営 主幹） 魅力ある学校づくりについてです。各学校に担当しているんですけども、先ほど申し上げたとおり、授業事業づくり、研究活動、教員研修というような各学校の実施計画に基づいて担当しまして、学校づくり、授業づくりに生かしているということで、学校へ委託をしております。

児童生徒健全育成事業のそれぞれの人数を申し上げます。スクールサポーターです。高小3人、吉小2人、取小3人、港小2人、翼小4人、高中1人、南中3人、この18名に加えて、栄養教諭が兼務している学校につきましては、給食事務担当のスクールサポーターが2人おりますので、全部で20名。

スクールカウンセラーにつきましては全部で4名、配置につきましては、高中と翼に兼務、南中と取小と翼、この3校を兼務。高小1人、吉小に1人というような形で4名配置しております。中学校は週1回、小学校につきましては、隔週で配置をしております。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、市で1人の配置としております。充足しているかどうかというところにつきましては、もっといけば確かに予約もとりにやすいと思いますけど、スクールカウンセラーが相談を受けたことをしっかり学校でシェアリングをして、その作戦だとか方向性を、学校関係者としっかり作戦を立てて、それを学校で実行している。やってみたこと、どうだったのかということ、スクールカウンセラーなり、スクールソーシャルワーカーなり、やりとりをしております。すぐに成果を出すことは非常に難しいですけども、校内で情報共有して作戦を立てながら丁寧にやり続けるというところを、各校でやっております。

答（学校経営） 239 ページの派遣指導主事負担金の部分で2人を派遣している理由ですが、現在の市の職員として、指導主事が2人、教育委員会におりま

す。ただ、この2人の指導主事ではまかない切れない部分、各学校の運営に関する相談、あるいはいろいろなネットワークの構築等、県の派遣主事として2人加わっていただくことによって、より円滑な学校運営に努めていただいているところがございます。

委員長 ここでお願いがございます。

質疑、並びに答弁につきまして、簡潔明瞭にお願いいたします。

それではほかに。

問（13）先ほどの部活動の指導の方なんですけども、先ほど申したように安い謝礼でやっていただいているってことなんですけども、以前私の一般質問で、やっていただくにはそれなりの研修とか事前にこういうことを注意してくださいねっていうことで、刈谷市さんは研修を毎年、年度初めにやっているってことだったので、そのあたりは今の状況としては、高浜市としてどうなのかっていうところについてお答えいただきたいのと。

242 ページ、10 款 2 項 1 目の小学校維持管理事業におきまして、光熱水費が上がっております。これを見ると高浜小学校の電気が飛び抜けて高いということで、これは多分小学校の体育館のエアコンの利用なのかなと思うんですけど、そのあたりの高浜市教育委員会として、どのようにこの高い金額を捉えられているのかっていうことと。あと、今年すごい酷暑で暑かったということで、避難してくる人たちの熱中症のことも考えると、各学校太陽光パネルの設置も急ぐべきだと思うのでそのあたりについてもどうなのかっていうところと。

それから 10 款 2 項 1 目の小学校維持管理費の高浜小学校等施設維持管理費 2,321 万 2,096 円、あおみが丘コミュニティ、SPCのほうが維持管理をたかぴあ一括でやるってことなんですけど、これがいわゆる一括分のうちの小学校部分なのか、どういうふうに按分をされているのか、そのあたりについてもお聞かせいただきたいと思います。

例えば音楽室や調理室については、地域交流施設としても借りられるので、そのあたりの按分をどうしてみえるのかっていうことと。あと、あおみが丘コミュニティがこの維持管理費、ここを小学校だけやっていますよってことであれば、やっぱりほかの学校の維持管理費っていうのも毎年、毎年あるかと思う

んですけど、そのあたりがほかの学校が大体平均いくらぐらいってところでこの部分比べたいなと思っていますので、そのあたりもお聞かせいただけたらと思います。

それから、その下の水泳指導等委託に関しまして、997万4,800円。こちらについても、1回幾らで、一人当たり何時間やって、どういう計算方式でこの金額になったのかについても教えてください。

取りあえずそこまでお願いします。

答（学校経営 主幹） 外部指導者に対する研修であります。一同を集めた研修はやっておりませんが、新たに依頼するとき、また定期的に、学校長を初めとする管理職による研修といいたいでしょうか、留意事項、注意事項を話させていただいております。

答（学校経営） 242 ページ小学校維持管理事業、光熱水費ということで、高浜小学校の電気代が高いんじゃないかという御指摘をいただきましたが、高浜小学校だけエアコンの熱源が電気となっております。学校につきましては、熱源がガスとなっておりますが、高浜小学校のみ電気となっていることから、電気代が少し高くなっているという状況でございます。太陽光パネルの設置につきましては、現在市内でプロジェクトチームが立ち上がって、そちらで調査研究が行われているところでございます。

それから 243 ページ、高浜小学校等維持管理業務委託につきまして按分はどのようにされているのかということでございますが、厳密に、高浜小学校の学校施設部分、児童センター部分、地域交流施設分、それぞれ分けまして、必要な維持管理にかかる費用を積み上げた形で、それぞれ予算が組まれておって、執行されております。

その他の学校の維持管理費ということでございますが、今現在ちょっと数字を持ち合わせておりませんが、大体小学校維持管理事業、2億7,000万円が年間でかかっておりますので、これを先ほどの高浜小学校に係る部分を除いた4校で割り返したものが、平均的な小学校維持管理にかかる費用と考えておりますが、ちょっとすいません、計算のほうが、今できない状況でございます。

それから、243 ページの小学校水泳指導委託の部分でございます。こちらに

つきまして、料金が勤労青少年ホーム跡地活用事業契約書に基づき、児童一人当たり消費税込みで1回当たり880円、掛ける年間、一人当たり5回水泳指導を行っていただきますので、一人当たりにかかる費用が年間4,400円、掛ける学校の児童生徒数という形で委託料を算出しております。

問(13) 245ページ、10款2項1目の小学校給食調理業務委託についてお聞かせいただきたいと思います。

多分、これ随契だと思imasるのでその確認と、地方自治法の何号で随契理由になっているかというところを確認したいのと。あと偽装請負にならないためにどういったことで、どういった形で運営されているのかについてお聞かせいただきたいと思imas。

続きまして、10款2項1目の246ページ、ICT教育支援員謝礼ということで上がっております。昨年度こちら何名で、どこの学校を支援されていたのか。それからその実績報告についても教えていただきたいと思imas。

247ページ、10款2項2目の1、小学校教育振興事業についてお聞きしたいと思imas。庁用器具費ということで楽器が上がっているんですけど、なかなかちょっと楽器も思うように生徒たちのところに届いていないのかなってところで、昨年度はどこの学校に楽器が納入されたのかってところで。あと、この図書購入費ですけど、先日的一般質問で法定の充足率は達しているよってことなんですけど、それはそれでいいんですけど、新たに買う金額、買って購入しなければいけないっていうのが多分基準があると思うので、そこに対しての充足率はどうなのかってところで。近隣市に対して私は非常に少ないではないかと思うんですけど、そのあたりをどのように捉えられているのかについてお聞かせいただきたいと思imas。

委員長 倉田委員に申し上げます。決算の範囲内での質問をお願いいたします。

問(13) いや、決算の範囲内で聞いているんですけど、決算というのはお金だけの話ではありませんので、しっかりと聞かせいただきたいと思imas。何が違っているのかは具体的にきちんと御指摘いただければ、納得できれば私はしませんのでお願いいたします。

247ページの10款2項2目の小学校児童就学援助事業ということで、私が一

般質問を今回やらせていただいたんですけど、結局これ両親そろって、いわゆる生活保護基準の1.0から1.2までっていう、ここをぎりぎり多分就学援助に当たらなかったっていう方だと思うんですけど、その児童が何名になっているのかについてもあわせてお願いします。取りあえずそこまでお願いします。

答（学校経営） 245 ページ、小学校給食調理業務委託でございます。こちらは、一者随意契約とさせていただいております。根拠といたしましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するという判断で一者随契にさせていただいております。

それから、247ページの楽器についてでございます。こちらも予算の範囲がありますので、なるべく楽器も更新していったあげたいという思いはあるんですけども、予算の範囲内で各学校、必要なものをヒアリングの上、毎年購入をさせていただいているところでございます。

それから、図書購入費でございますが、こちらの図書購入費につきましては、先日の一般質問でもお答えしましたが、文部科学省が定めております学校図書館図書標準という冊数を目安に整備を進めているところでございます。ただ、その図書標準を満たしているからいいというものではなくて、やはり中には、古い資料がございます。子供が手にとって、あまりにも全て不便な資料というのは、当然除去していかなければいけないと考えておりますので、そういった適切な除去とともに、毎年必要な図書の購入に今後も務めていきたいと考えております。

他市の状況でございますが、図書購入につきましては、詳しく把握しておりません。学校と連携しながら、学校図書館の環境整備に今後も努めていきたいと考えております。

それから247ページの就学援助の部分でございます。1.2まで見ると、およそ何人ぐらいの児童生徒が該当してくるかという御質問ですが、今年度の状況で算出しますと、おおよそ1.0以上かつ1.2未満に当たる児童生徒が、小学校で、22名ほど、中学校で9名ほどが該当してくるものと考えております。

答（学校経営 主幹） ICT支援員についてお答えいたします。まず人数です。小学校が2人、中学校1人です。配置先です。小学校は、高浜小学校、翼

小学校で1人、吉浜、高取、港で1人合計2人です。中学校は2校に1人。実績につきましては、例えばタブレットを活用した授業づくり、授業支援、また、そういった安定した利活用など、スムーズにいけるようにという環境整備、またこういうことができますよという機能だとかアイデアだとかを伝えるような研修会の講師。そして、学校の校務支援システムの支援など、苦手な職員にとっては大変心強いですし、それに特化した業務についてやっていただけておりますので、大変ありがたい存在となっております。

委員長 ほかに。

問(11) 272 ページ、中小学校体育連盟行事委託(中小体連高浜支所)に関連して質問させていただきます。令和6年度から、スポーツ系において地域移行に進んでいくということが報道されておりますけども、高浜市として、地域移行をどう議論されてどう対処していくのか、中小体連の大会運営がどうこれにつながっていくのか、会議の中でこう推し進めていくという話合いの内容をお聞かせ願いたいと思います。

答(学校経営 主幹) 国のほうからそのような動きがなされておりますけれども、高浜市におきましては、地域移行に移行する際に欠かせない指導者の確保、受皿の確保、場所、人材の確保が課題になっております。現状、高浜市においては、全ての部活動でまだ見通しがなかなか難しいところでありますので、実際にうまくいっている、土日と平日がうまくすみ分けができている団体のような形を目指して、そういった人材、学校に協力してくださる指導者をまず探していくというところから動き始めています。

すぐに地域移行ということは非常に難しいです。その分、平日の日課変更を少し改訂をして、子供たちが部活動時間をしっかり確保して、先ほど御質問をいただきましたけども、勝敗だけじゃなくて競技を楽しむ、仲間とともに楽しむ時間をまず子供たちが体験できるような形ということは今最優先で考えておりますが、地域移行に向けて、調査研究を進めてまいります。

大会運営につきましても、国や県の方針もいろいろ出ておりますので、それをしっかり踏まえながら、調査研究を図りながら、高浜の実情に応じたところ、近隣市町というところも、連携とりながらやっていきたいと考えております。

問（11） ありがとうございます。やっぱり犠牲者が子供では一番かわいそうだと僕は思います。多感なこの3年間を、どう中学校で、勉強であれ、あるいはスポーツに打ち込むこのエネルギーを潰すようなことのないように、ぜひしてほしいと思います。中小体連としても、大会は引き続き、部活動として中心にやっていくということでもいいのか、ほかの市町でも参考になるような動きがあるのか、お話しできる範囲で結構ですので、お聞かせ願いたい。

答（学校経営） 今、資料を持ち合わせなくて、具体的な協議まで申し上げることができません。中小体連の大会につきまして、学校の部活動単位でなく、地域でクラブ単位でとか、そういうところでの参加が少しずつ可能になるというような方針も示されつつありますので、そこについては、しっかりと現状を踏まえ、どこがどのようにやっていけるのかということは、引き続き調査を進めてまいりたいと思っております。

問（13） 先ほど答弁漏れがあったと思います。

10款2項1目の小学校運営事業で、随意契約でやっていますよってことなんですけど、例えば給食の中に異物があったとかいったときに、学校の先生がすぐに給食の調理員に言うってことも委託ってことでは言えないわけですし、それから逆に調理されいてる方が何か問題があったとしても学校にはすぐ言えないっていう、委託だとそういう状況になっているので、今どのような体系でされているのかについてお答えいただきたいと思います。

それから249ページ、10款2項3目の高取小学校長寿命化改良工事。これ結局、保健室にシャワーはつけられなかったのかなと思うんですけど、ここに付けない理由、もしつけてないんであれば付けない理由について、もう一度お聞かせいただきたいと思っております。

それから251ページ、10款3項1目、中学校用務員業務委託。こちらにつきましても多分随契かなと思うので随契理由と、それからこれ業務一式ってことになっているんですけど、2校で504万7,900円だとなかなかこれと正規の人でも難しいのかなと思うので、正規、非正規、どういう方が従事してられるのかってということと。これに関しましても、やはり偽装請負にならないように、これすごく難しいと思うんですが、そういう形にならないようにやるっていうこ

とが、何ですごくめちゃくちゃ、どういうふうにやっているのかなというところが不思議なんですけど、そのあたりについてもあえてこの委託にしているってことですので、どういう意味があるのかなということについてもお聞かせいただきたいと思います。

それから、先ほどの水泳授業の委託。こちらの中学校に関しましても、学校水泳授業ということで、多分金額は同じかなと思うんですけど、回数についてもあわせてお聞かせいただきたいと思います。

それから、あわせて下の南中学校のトイレ改修工事は6,260万1,000円ということですごく多額の金額がかかるってということなんですけど、結局これ、トイレとしては幾つのトイレ、小便器、大便器、どれぐらいの改修を行ったのかについて御説明いただきたいと思います。そこまでお願いいたします。

答（学校経営） まず給食調理業務の運営体制という御質問でございますが、こちらにつきましては、各小学校の調理員の中にチーフの方がいらっしゃいます。そのチーフの方を通して、各校の栄養教諭と必要なやりとりはさせていただいているところでございます。

それから、249 ページ、高取小学校長寿命化改良工事で、保健室のシャワーを設置しなかった理由ということでございますが、こちらにつきましても、以前御答弁させていただいたかと思うんですが、この保健室のシャワーにつきましては、この高取小学校長寿命改良工事の設計を学校側といろいろ詰めていく段階の中で、学校からは特に設置の要望がなかったということをつけておりません。

それから 251 ページの中学校用務員業務委託でございますが、こちらにつきましては、用務員のチーフの方を学校経営グループに1人配置しておりまして、その方が各学校を回りながら、必要な指示の伝達をさせていただいておるところでございます。

それから、水泳指導の委託料でございますが、こちら先ほど小学校のときに申し上げた積算方法と同じ形で積算をしております。

それから、南中学校トイレ改修工事の中でトイレの数ということでございますが、今回は、南校舎の東側を工事させていただきました。南校舎の東側が、

男子の小便器が 15 基、男子の大便器が 8 基、女子用トイレが 13 基という状況でございます。

委員長 質疑の途中ですが、暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 51 分

再開 午後 1 時 00 分

委員長 午前中に引き続き、10 款教育費について、質疑を許します。

問 (13) では、10 款 3 項 1 目、253 ページの中学校 I C T 教育の支援員についても先ほどと同じく、これ何名で両中学校なのかどうか。これ本当、常勤か非常勤かについて先ほどちょっとお答えがなかったもので、そのあたりもワーキングプアを出さないためにも、常勤、非常勤のことにつきましても適正かどうかについて検証したいのでお答えいただきたいと思います。

それから、254 ページ、10 款 3 項 2 目のここでちょっと聞くのかどうか分からないんですけど、ちょっと書かれていないので。以前、生理用品を学校のほうに設置するかどうかという事で、そういった金額、多分、少額なのでここで上がってないのかなと思うんですけど、どれぐらい、今、設置がされているのか。以前は保健室のほうに緊急で必要な生徒は取りに行くっていうことだったんですけど、やはりそういったことは生理的なことですので、トイレットペーパーと同じ考えで置いていただくのがいいですし、やはりなかなか保健室まで行くっていうのも距離があつたりしますので、行きづらい。それから行く時間もないとか、いろんなことがあると思いますので、そのあたりの考え。

あと、私、一般質問でも言ったんですけど、すごく今、物価が上がってきて生活に苦しい家庭が多くなってきておりますので、その辺も鑑みて生理用品については現在どのような状況なのか、どのようなお考えなのかについてもあわせてお願いいたします。

10 款 4 項 1 目の幼稚園の運動場借上料ということで、吉浜幼稚園の屋敷町が上がっております。ここにつきましても借上料についての根拠をお示しいただ

きたいと思います。

それから 10 款 4 項 1 目、257 ページの幼稚園預かり保育事業についてお聞きしたいと思います。現在、高浜市においてもこども園が増えてきたということで、保護者の方がフルタイムで働いていなくてもこども園に預けられるお子さんが増えてきたのかなっていうことから、この幼稚園預かり保育のほうに預けるっていう、この需要っていうか、多分、昔と大分変わってきてると思うんですけど、そのあたりどのような御家庭のお子さんがこの預かりっていうのを求めているのかっていうことをちょっと知りたいなと思って。教えてください。取りあえず、そこまでお願いします。

答（学校経営 主幹） 中学校 I C T 教育の支援員のお答えをします。先ほども申し上げましたが、中学校で 1 人、両中学校に派遣しております。非常勤講師の立場であります。

生理用品の設置につきましては、現在考えておりません。

答（こども育成） 幼稚園の運動場の借上料につきましては、課税標準額の 4 % になります。

また預かり保育の需要ということで、こども園に預けられてる保護者さんとの違いを考察するに、こども園を利用される方っていうのはどちらかという働きながら、またその状況によっては幼稚園機能に変更することができるというところが利点で通われてる親御さんが多い中で、幼稚園をあえて選ぶ保護者さんもいらっしゃいます。ただ、令和 4 年と 3 年で幼稚園に通われてる保護者さんのほうの利用ニーズの推移としましては、令和 3 年度はやはりコロナの関係でなるべく家で過ごさせたいということで、利用が令和 3 年は大分減少している中で、令和 4 年については、預けることに抵抗が多少なくなったのかなと。あと、いわゆるリフレッシュとして、今まで自粛して外に食べに行くとかそういうのを遠慮していたものを自分のリフレッシュをするために預けて利用するというようなことで利用されてる保護者さんも出てきております。

問（13） そうですね。なんかちょっとやっぱり需要が大分昔と変わってきてるのかなっていうところで。ただ、今のお話でいくと、やっぱり幼稚園に預けた保護者の方がリフレッシュのためにちょっと長時間預けたいというふうで預け

るっていう分にはやはり必要な施策かなと思いますけど、そうなるのと、ずっと月単位ではなくって、日で確かこれ契約もできると思ったので、日の単位、今週この日が預かってほしいとか、そういう需要が多いのかなと思うんですけど、そのあたりも分かればお願いしたいと思います。

それから、259 ページ、10 款 5 項 2 目の生涯学習施設管理運営事業についてお聞きしていきます。まず、委託料として生涯学習施設指定管理ということで、高浜市総合サービスのほうに指定管理されております。こちらが指定管理ということなので、まず指定管理のこの今回の範囲、どこの施設なのかっていうことと、各施設における自主事業を昨年度どんなことを行ったのか、またその参加人数についてもお聞かせください。

それから、その下の高浜市地域交流施設運営事業委託料ということで、たかはまスポーツクラブのほう、こちらが随意契約かどうかっていうところと随契の理由についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、地域交流施設運営業務委託ということですのでたかぴあのことだと思うんですけど、具体的に先ほども言ってるように、例えば音楽室とか調理室、そのあたりのすみ分けとかもよく分からないので、どのように契約されて、どのように委託料に反映されてるのかについて教えていただきたいと思います。

取りあえず、そこまでお願いいたします。

答（こども育成） 先ほど、委員おっしゃられた、預かりの一時利用につきましては、主要成果の 257 ページのバンビ教室の利用者数となります。やはり、先ほど御説明したとおり、日預かり、1 日のリフレッシュのために利用する割合、数につきましては、吉浜幼稚園で 250 件ほど増えていると。南部幼稚園でも 187 件、2 つ合わせても 440 件ほど増えてますので、コロナの影響が一時落ちついたのかなというところが大きく影響してるふうに分析しております。

答（文化スポーツ） 259 ページにつきまして、大きく 3 点御質問いただきました。まず、生涯学習の指定管理のどの施設かという対象ですが、吉浜公民館、女性文化センター、春日庵の 3 施設でございます。

それから、指定管理の中での自主事業についての御質問でございますけれども、令和 4 年度の内容としましては、例えば、吉浜公民館ではソフトピラティ

ス講座、それから女性文化センターにおきまして、実用書道あるいはクラフトバンドの講座というのが2つ行われております。どれも参加のほうは定員数で全部埋まっております。

それから、今申し上げたのは連続ものの講座ですけれども、単発ものの講座として、書の講座、それから手芸の講座というのをまた別途行っておりますけれども、こちらのほうも定員のほうが埋まっております。

それから2点目の地域交流施設の随契かどうかということですが、随意契約でございます。これ以前もお答えしたことがあったと思いますけれども、この複合施設という、スポーツ機能ですとかそういったことも含んでおりますけれども、それも運営のノウハウを持っているということでたかはまスポーツクラブに委託をお願いしております。

それから運営業務の内容ということで、音楽室、家庭科室といったところをどうやって範囲としてやっているかというところでございますが、運営業務の委託の内容としましては、利用者から出てきた申請書の受付、それから利用調整といったようなことがございます。ですので、例えば学校の特別教室ということであれば、学校のほうの利用予定というのを聞いて、その空いている範囲の中で申請のほうを利用調整していくというような形で業務を行っていただいております。

問（13） 今、たかはまスポーツクラブの随契理由お聞きしたんですけど、これ随契の理由に全く、ずっと言ってるんですけど、なりません。地方自治法違反なんですけど、そういった見識はないのかなっていうところについてお聞きしたいのと。

あと、続いてお聞きしたいんですけど、その下の駐車場等借地料のところ、公共施設利用者等駐車場ということで、396万3,867円。ここの公共施設利用者っていうのがよく分かりませんので、行政目的と場所についてお答えいただきたいのと。

あと、地域交流施設職員等駐車場、こちらについても御説明をお願いいたします。

答（文化スポーツ） まず地域交流施設の委託でございますけれども、私ども

としては、先ほどお答えしたとおり、随意契約理由があるということで、契約のほう、今までも行っております。

それから2点目の駐車場の借地料に関して、公共施設利用駐車場というところですが、ここはシルバー北の駐車場のところになりますので、その周辺にある公共施設ということで、例えば女性文化センターなどというところが対象になってまいります。

それから地域交流施設の駐車場ということでございますけれども、これはたかぴあのスタッフの駐車場ということでございますけれども、4年度をもって終了しております。

問（13） 女性文化センターなどってということなんですけど、やはりこれ行政目的は明確にすべきだと思うんですよね。女性文化センターなので、などがよく分かりませんが、などについても教えていただきたいんですけど。例えば女性文化センターであれば女性文化センターが利用できないときもずっと開放されてて、これ市民の方からすごい言われてるんですよね。この近所の人たちは駐車場借りなくても、あそこずっと使えるなっていうことで、どうなんだってことをすごく言われております。そのあたりもどのように市としてお考えなのかお聞かせいただきたいのと。

地域交流施設の駐車場については昨年度も私、指摘して来年度からやめるっていうことで、そこは評価するんですけど、やはり昨年度も48万円上がってるということで、これ市が、なぜ委託業者の駐車場まで借りなきゃいけないかということ、昨年、非常に私厳しく追及させていただきました。監査委員の方もこれなぜ通しちゃったのかなと思うんですけど、監査委員の方の御意見もお聞かせいただきたいと思います。

答（文化スポーツ） シルバー北の駐車場のところでございますけれども、周辺の公共施設としましては、例えば女性文化センター、それから生きがいセンター、エコハウスなどもございます。

それから、それ以外にも、例えば行事のときに使うですとか、そういったような目的もございますけれども、管理につきましては、例えば長期間とまってる車はないかというようなところも確認しながら管理は行っております。

それから地域交流施設の職員の駐車場ということですが、これはもともと地域交流施設のオープンが平成31年4月でございましたが、工事を進めながら段階的にオープンしてきたという中で、当時としては、駐車場の数が限られていました。フルオープンしてから利用状況の推移を見守っていたわけですが、敷地の中で全てとめられるかというところがありましたので、令和4年度まで借りておりましたけれども、令和5年度から先ほど申し上げたように、契約のほうは終了しております。

答(監査) 監査結果につきましては、議会のほうへも報告させていただいて、公表させていただいているとおりでございますので、よろしくお願いたします。

問(13) 監査結果もちろん分かってますので、なぜ監査委員がこれを通したのかという理由についてお聞かせいただきたいわけですので、結局、監査として問題なかったというので、なぜ問題ないという判断をされたのをお聞きしたいんですよ。それをお聞きしたいだけであって、別に監査結果がどうですかということはお聞きしておりません。

あと、シルバーの北の駐車場におきまして、これ全て結構すごい広いんですよ。全部で何平米あって、何平米分をお借りしていて、その賃料につきましても根拠をお示しいただきたいと思います。

それからもう1個、先ほどのとこで同じく、管理しているってことなんですけど、具体的にどうやって管理してるんですかね。夜もずっと空いてるんですから、一晩中とめてる車たくさんあるんですけど、どのように管理しているのか、具体的に教えていただきたいと思います。

それからもう一つ、ついでお聞きします。これちょっと載ってないんですけど、調書のほうで10款5項2目で、卓球台のほうを今回新たに購入されてるかなと思うんですけど、この卓球台どちらのほうに設置されてるかについてもあわせて教えてください。

答(文化スポーツ) シルバー北の駐車場の借地の面積でございますけれども、合わせて2,296平米でございます。

それから、賃料の積算基礎ということでございますが、固定資産税の課税標

準額の4%で計算しております。

それから、管理方法ということでございますけれども、先ほども申し上げたとおり、職員のほうが外に出るついでなどに、長期間とまってる車はないかというところ記録をとりながら確認のほうはしております。

それから、3点目の卓球台のところ、どこに購入したかというところがございますが、地域交流施設の卓球台として購入いたしました。

問(13) 今のシルバー人材センターの北の駐車場なんですけど2,196平米で100分の4でお借りしてるということなんですけど、これ全面お借りしてるっていうことでの理解でいいのかということと。多分これお一人じゃないと思うんですね、地権者の方。地権者の方が何名で全員がこの100分の4でお借りしてるっていうことでよろしかったのかなというところの確認をとりたいと思います。もし違っていれば、御答弁をお願いしたいと思います。

それから、260ページ、10款5項2目の女性文化センターの空調設備についてお聞かせください。こちらが、予算の流用されてますね。この流用金額、それから、理由についてお聞かせください。

答(文化スポーツ) シルバー北駐車場の面積、先ほど申し上げましたけれども、その面積については、土地所有者の方、3名の方からお借りをしています。

それから、女性文化センターの空調工事の件ですけれども、流用されたという御質問でしたけれども、流用のほうは行っておりません。

問(13) 流用の調書があったんですけどしてないんですね。456万9,400円の流用の調書があったんですけど、してないっていうことなのかなと思うんですけど。4年度分の支払分がここ書いてあるんですけど、結果的に3年度分と4年度分と流用分があると思うんですね。最終支払額のほうをお聞かせいただきたいと思います。それから吉浜公民館のほうも最終的なもうこれ4年度分の支払分ということですので、全てこの工事にかかる金額を教えてください。

答(文化スポーツ) 女性文化センターと吉浜公民館の2か年にわたっておりますので、最終的な実績額ということでお答えしますと、女性文化センターの空調工事のほうで5,901万9,400円で、吉浜公民館のほうで939万9,500円でございます。

それから、流用という話でございますが、確認する限りでは、流用は行っていないと考えております。

問（13） 今、確認する限りではないということは、されてないということですね。

では、引き続き、10 款 5 項 2 目の 261 ページの建築確認申請手続支援業務委託について、先ほど黒川委員のほうで御質問がありました。

私もこれが 2 回も変更されている。もうこれずっと前から決まっていたわけなので、なぜこんなところで変更してやってるのか。はっきり言って、これすごく遅いんですよ、用途変更されてるのが。私は用途変更の手続とか県とかいろいろ確認申請の会社とかいろいろ言ってみましたが、それに関して非常に遅いからこういうことになるんじゃないかということで私思っておりますので、そのあたりどのようにお考えかということと。

あと、この川角設計さんのほうがいきいき広場も当初関わっていたことが書類で分かったんですけど、そのときに川角設計さんもいきいき広場は用途としては事務所でいいですよっていうことでおっしゃっていただいているのか。その確認をしたいと思います。

それから 262 ページの 10 款 5 項 2 目、図書館及び郷土資料館の借地料。こちらにつきましても、借地料の根拠についてお答えください。お願いします。

答（文化スポーツ） 261 ページの建築確認申請の件につきましては、午前中、14 番委員の質問にお答えしたとおりでございます。

それから、262 ページの図書館郷土資料館の借地でございますけれども、固定資産税、それから都市計画税の相当額の 2 分の 1 でございます。

問（13） だから黒川委員はこうやって何回も出てるよって聞いているんですけど、結局、加藤設計さんが最初にやってから、すごいたってから川角さんと契約されてやってるんですよ。だから、まずもって、やるのが遅かったっていうことで、その点についてどうなのかっていうことをお聞きしてるんですよ。この変更が何回もあったということではなくて、まずもって、手始めが私は遅かったと思ってるので、そのあたりに関してちゃんと見解をお聞かせいただきたいのと。

あと今、借地料のほうが固定資産税の2分の1っていうことになるので、いわゆる地主さんは固定資産税の半分は持ち出しになるということになるので、そのあたり、どのような御相談がされたのかについても引き続きお聞きかせたいと思います。

それから続いて266ページの10款5項4目の青少年健やか育成振興事業について、少年の主張大会とかいろいろ書かれてるんですけど、ボーイスカウトとか、私が前から言ってる青少年問題協議会についてはここ書かれていないので、やってるのかやっていないのか。昨年度やったのか、やってないのかについて確認したいと思います。

答（文化スポーツ） 建築確認の関係でございますけれども、これは以前から一般質問でもお答えしているところではございますけれども、そもそもかわら美術館・図書館の設管条例を議会のほうでお諮りしたのが令和4年3月で、3月議会のときに令和4年度の予算のほうも審議していただいて、それから具体的な手続に入っているという流れでございます。

それから、図書館郷土資料館の借地料につきましては、これは以前からこの基準で契約のほうは行っております。

それから、266ページの青少年健やか育成振興事業についてでございますけれども、青少年問題協議会という御質問でございますが、予算の計上はございませんので執行のほうもございません。

問（13） すいません、先ほど1個答弁漏れがあります。川角設計さんがいきいき広場については事務所でいいというふうに判断したかどうかについてはお答えがなかったのでお願いします。

それから図書館と郷土資料館の借地料なんですけど、ちょっと私の質問の仕方が悪かったのかなと思うんですけど。結局、固定資産税の2分の1は持ち出しになるんですけど、そのところについては特にどのような相談がされたのかなというところをお聞きしたいんですけど。地主さんとしては半分でいいよってことで、きちんと御承知いただいているっていうことでよろしかったでしょうかというのと。

あと、青少年問題協議会、これ何年やってないのか。すごい昔やってたよう

な話を聞くので、何でやってないのかなということと。これ条例に定められた協議会なので、これ条例を廃止するのかっていう措置が必要かと思うんですけど、そのあたりの見解についてもお聞かせください。

答（文化スポーツ） 用途変更に関しても先ほど、ちょっと答弁漏れだというところですが、これも一般質問で何度もお答えしておりますけれども、私どもとしては、受託者であったり、県など、いろんなところと相談しながら、最終的には市のほうで判断をして申請のほうを進めていったというところがございます。

それから、図書館郷土資料館の借地につきまして、これは契約内容は契約書のほうに定めておりますけれども、その内容については当然、お互いに合意して、この内容で契約をしております。

それから、青少年問題協議会のところにつきまして、本日は決算認定の場でございますので、先ほど申し上げたとおり、予算を上げておりませんので支出がないということで御理解をお願いします。

問（13） だから、いろいろ県とか川角さんと相談するのはいいんですよ。だから相談した上で川角さんはどういう判断をしたんですかっていうのを聞きたいんです。最終的に市が事務所として判断したっていうのはそれはそれで事実なんでいいんですけど、川角さんも事務所として判断したんですか。なんていう判断をしたんですかということをお聞きしたいんですね。

あと、今、青少年問題協議会、上がってないからやってないけど、やってないんであればそれは条例を廃止するなり何なりしなきゃいけないと思うんですけど。これ、いわゆる放置されてる、予算上がってない、やっていない。それでいいのかっていうとこなんですよ。そのあたりの見解をお聞かせいただきたい。こういう理由だからやってませんとか、こういうふうで将来的に廃止していきますとか、こういう新しい施策を考えてるからやってませんとかそういう説明ならいいんですけど、条例上がっててやりますってなってるのに予算も上がってない、やっていないっていうのは、ずっと続いているわけですから、きちんとそれについては説明してください。

答（文化スポーツ） ちょっと繰り返しになりますが、建築確認につい

ては受託者のほうがどう判断したということじゃなくて、市として判断したというところがございます。その受託者が判断したからこうしたというようなことではございません。

問（13） だから、いいんですよ。市がそうやって判断した。最終的に判断したのは市なんだけど、結局、川角さんはどう判断したかっていうのを聞きたいんですよ。

委員長 倉田委員に申し上げます。

同じような質問が繰り返しになっていきますことと、あと民間に対する回答を求めている部分が少し、今回の質問と議案の範疇からずれておりますので質問を変えてください。

意（13） ですから、真摯に答えていただければ私も何回でも聞かないので、真摯に答えてくださいということ言ってるんです。

委員長 今、発言の許可、出してないですよ。

問（13） 誠実にお答えいただけないってということで、私は聞いているわけで。お答えがないから聞いているんですよ。私は別に市の判断はもう分かっている、一般質問で分かっているから聞いてません。この川角設計さんにこれだけの金額を出したってということは、川角設計さんはどういう判断をしたのかっていうことをお聞きしてるわけですから、そこがお答えがないってということなので、非常に残念です。

それから、青少年問題協議会も条例で上げてる以上は私はやるべきだと思ってるので、なぜされていないのかってところ。きちんと予算上げて私はやるべきなのにやれてないなってところ言ってるだけの話ですので、きちんと来年以降どうしていくのか、しっかり考えていただきたいと思います。

それから 268 ページ、10 款 5 項 5 目、美術館管理運営事業についてお聞きしていきます。かわら美術館の指定管理として 1 億円以上、指定管理をされております。これ資料要求で出してる、24-1 を御覧いただけると分かるんですけど、非常に多くの無料券を出してるんですね、招待券を出してるということで。これ、市民の方から多くの方から、何か一部の方ばかり無料券がいつてることですごく批判があるんですけど、どういった方に無料券を渡してるのか、

決め事というか、どういうふうになってるのかについてまずお聞かせいただきたいのと。

あと、これ市内で観覧してる人が2,016人ということで、単純にこれ指定管理料で、人数で利用した人、人数で割っちゃうと一人5万円になっちゃうんですよね。今回の決算資料を見ると、必要性とか有効性、経済性の観点から、税金を入れるっていうことを考えてやってきたということなんですけど、そういうところによるとちょっと私は違うのかなと思うんですけど。そのあたりどのようにお考えなのかお聞かせください。

答（文化スポーツ） 268 ページの美術館管理運営事業についてでございますけれども、まず資料要求の資料のナンバー24について、招待券の配布についてということでございますけれども、企画展を開催するに当たっては、例えば資料を貸していただく、そういう協力していただく方、あるいはPRの関係でマスコミであったり、他の美術館・博物館にポスターを貼っていただきたいというふうで周知をするといったようなところがございます。そういった関係者の方にPR協力も兼ねてということで招待券のほうに配布をされております。

それから2点目として、指定管理料を企画展の市内の方の観覧人数で置き換えた金額のことが御質問の中でありましたけれども、この美術館の管理運営につきましても、企画展のことだけではなく、施設の運営ですとか、様々な教育普及の事業ということで様々な面で行き渡っておりますので、その点を御理解いただければと思います。

問（13） 教育事業の普及というのは具体的にどのようなものになるのか教えていただきたいのと。先ほどの無料券の話なんですけど、協力していただいた方ということなんですけど、特に市内の方でどういった方に配布しているのかについて具体的にもう少し教えていただきたいと思います。

それから、これ必要性、有効性、経済性の面から、一人5万円ということで、その点についてはどのような考えなのかについてももう少し、先ほどの説明ではなかなか納得できませんので教えてください。

それから270ページ、10款5項6目の借地料、こちらの窯の借地料につきましても、借地の算定根拠について教えてください。

答（文化スポーツ） 10 款 5 項 5 目についての御質問で教育普及事業とは例えばどういうものかということですが、その一例が主要成果 269 ページのほうに写真付きで載っておりますけれども、企画展に関するワークショップであったり、あとは、図書館機能移転を意識した取組として、例えば、絵本と音楽を融合したコンサートであるだとか、赤ちゃん向けの展覧会とワークショップを兼ねたような行事というような形で幅広い年代に行き渡るような事業というのを展開されております。

それから、招待券の配布につきましては、市内の方にどういう方たちに配られているかというところですが、指定管理者のほうで PR に御協力いただける方、それから展覧会に関係する方ということで、配布のほうはされておりますので、例えば、美術館の運営審議会の委員だとか、そういう美術館運営に関係する委員の方にも、お配りしているということは聞いております。

それから、指定管理料の件でございますけれども、先ほど申し上げたとおり、企画展の人数だけで割り返すのは、必ずしも適切でないというふうに考えております。指定管理の最終年度ということで、みんなで美術館ということを目指して取り組んできましたけれども、企画展重視から、先ほど申し上げたような、市民の皆さんがここに集まっているいろいろな活動される場に転換してきて成果が上がっているというふうに捉えております。

それから、270 ページ 10 款 5 項 6 目の収益が借地料でございますけれども、この借地料の根拠としましては、窯の面積×路線価×100 分の 6 という積算根拠となっております。

問（13） 窯の面積っていうのは何平米になるのか。まず今のところで教えてください。

それから、引き続き、273 ページ、10 款 6 項 2 目、スポーツ施設指定管理。こちらが多分、随契かなと思うので、随契理由のほうを明確にお答えいただきたいのと。スポーツクラブの指定管理料ということで、この指定管理料の指定箇所について、まずお聞かせください。

答（文化スポーツ） まず 270 ページの文化財保護事業でございますけれども、

窯の面積というのは 45 平米でございます。

それから、273 ページ、スポーツ施設の指定管理についての御質問でございますけれども、随契かどうかということでございますが、指定管理でございますので、契約ということではございません。

それから、指定管理の対象施設ということで、こちらは武道館、それから碧海グラウンド、碧海テニスコート、五反田グラウンド、五反田第 2 グラウンド、流作グラウンドでございます。

問 (13) 以前、私が質問したときに、シティマラソンとか学校開放も入っているのは問題ではないかということ指摘させていただいたんですけど、そこについては、今どのような状況になってるのか教えていただきたいのと。

あと、資料の 30 を皆さん見ていただきたいんですけど、ここの上のところに指定管理の運営状況一覧ということで、高浜市スポーツ施設等ってこと載ってるんですけど、令和 4 年度の収支決算状況を見ると、収入が 4,400 万円、支出が 3,600 万円ということで差引きが 800 万円ですね。非営利団体が今回のこの指定管理でプラスになってるってということなんですけど、これについてどう考えるのかっていうことについてもお聞かせいただきたいのと。

指定管理ということなんですけど、多分これについては実績報告をいただいていると思うので、指定管理に伴う収入を各項目ごとに教えていただきたいと思えます。

答 (文化スポーツ) まず、シティマラソン、学校開放について今どうなっているかということでございますけれども、指定管理業務の中に入っております。

それから、収支決算についてでございますけれども、これは、例えば昨年度でいきますと、事業費、例えば行事とかを中止したとか、そういったようなところがございまして、年度末に精算をした上で最終的な指定管理料というものを定めております。

利用料金制をとっているというところでございますので、一定の利益のところは法人のほうに帰属するというふうに捉えております。

問 (13) 今、学校開放とシティマラソンが入ってますよってことだったんですけど、ほかに、本来指定管理では入れてはいけないもの。いわゆるたかぴあ

でやっていないものについて、あれば教えていただきたいのと。

結局、800万円プラスなんですよ。なので、指定管理者が、だから何の行事でどのような収入があったのかについてをちょっと御説明いただかないと、これよく分からない。指定管理料だけ見るとこうなんですけど、結局、収入を見ると4,400万円なんですよ。だから、1,000万円以上収入がどっかである、ほかにあるということになると、多分、使用料なのかなと思いますので、そのあたりがどのような、結局、マラソンとかそのあたり、指定管理では本来入ってはいけないもの入ってるんだから、ちょっとこれ会計が明瞭じゃないんですよ。そのあたり明らかにしていただきたいのでお願いします。

答（文化スポーツ） 指定管理の範囲の中に入っているものということで、先ほど申し上げた施設管理のほかに、スポーツレクリエーション行事というものも募集要項、仕様書に定めてそれを実施されているというところがございますので、先ほど申し上げた例以外でいくと、例えばあるけあるけの会だとか、そういうような行事っていうものも入ってまいります。

それから、会計についてということでございますけれども、指定管理料のほかに利用料金のほうも充てて運営をされているというところがございます、昨年度の利用料金の収入のほうは、約1,200万円ということがございます。

問（13） 昨年度も、やはり指定管理っていうのは、館を管理運営しながら自主事業を行うということで、委託ではなくてわざわざ指定管理にしていると思うんですよ。なんですけど、結局ずっと言ってるように、学校施設は学校が管理すべきところで、学校の、例えば学校開放についてはやはりこれは委託でやらないといけないと思うんですよ。それから、マラソンもそうですよね。

それから、あるけあるけもちょっとどこでやってるか分からないんですけど、たかぴあの中でやってるんだったら、それは問題ないかもしれませんが。やはりそれは別で、委託でやるべきだと私は思うんですけど、監査委員さんの御意見はどうなんですか。このままでずっといいということなんですか。何か御意見なかったんでしょうか。

答（文化スポーツ） 指定管理につきましては、令和元年度から令和5年度までの5年間で指定期間というふうで、これまで進めてきております。

期の見直しに今当たっておりますので、見直しが必要な点があれば、見直して次期の募集のほうを進めてまいりたいと考えております。

問（13） 高浜小学校だけ指定管理に入ってるのか入っていないのか、もし入っていない、たかぴあの中なんですけど、入っていないのであれば、なぜ入っていないのかについてもちょっとこれ御説明をお願いしたいと思います。

答（文化スポーツ） 地域交流施設については、先ほど御答弁したとおり、地域交流施設の運營業務委託料という形で出ておりますので、これは指定管理業務ではございません。地域交流施設については平成31年4月から段階的にオープンしてきたというところがございますけれども、指定管理というやり方になじむのかどうかというところがございますので、今のところは指定管理を導入するという事は考えておりません。

問（13） すいません。先ほどの資料の30なんですけど、これ、施設名ということで、先ほどお答えいただいた、武道館、碧海・流作・五反田・五反田第2、碧海テニスコートということで収支のほう上がってるんですけど、この施設名が書かれてるんですけど、先ほど私が言ってるようなシティマラソンとか学校開放とか、それも入っての収入と支出っていう理解でよろしいですか。そこを確認お願いします。以上です。

答（文化スポーツ） 施設の管理ということではなく、運営に関する業務ということで、この資料30の金額の中に含まれております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、10款教育費についての質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後1時46分

再開 午後1時55分

委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、当局より発言を求められておりますので、これを許可します。

説（税務） 昨日、13番委員から主要施策成果説明書92ページに関連しまして御質問いただきました、固定資産税における賦課更生の件数についてお答えをいたします。

固定資産税、都市計画税における令和4年度当初課税後に賦課更生をした件数は36件でございます。

以上でございます。

11 款 災害復旧費

委員長 質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、11款災害復旧費についての質疑を打ち切ります。

12 款 公債費

委員長 質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、12款公債費についての質疑を打ち切ります。

13 款 諸支出金

委員長 質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、13 款諸支出金についての質疑を打ち切ります。

14 款 予備費

委員長 質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、14 款予備費についての質疑を打ち切ります。

ここで、認定第 1 号についての質疑漏れがありましたら、許可いたします。

なお、質疑については、二、三問程度にまとめて簡潔に行ってください。

問 (13) 質疑漏れというか、昨日間違えて、私が防犯カメラのことをずっと防犯灯というふうに間違えて質問していたようで失礼いたしました。

防犯カメラの設置の条例について、当市がないということなんですけど、これをどのように考えているのかについてを、83 ページの 2 款 1 項 16 目です。

防犯灯じゃなくて防犯カメラだったので防犯カメラのほうでお答えいただきたいのと、あと昨日、4 款 1 項 4 目の商工会の賃料とか、それから 4 款 2 項 1 目の資源ごみの流用金とか、その辺りちょっと昨日、すごくほかのところ、今も御答弁できなかったところを御答弁していただいております。答弁いただけなかったところもぜひ御答弁いただきたいと思います。

答 (防災防犯) それでは、主要成果 83 ページの防犯カメラの設置でございますが、防犯カメラにつきましては、高浜市防犯カメラの設置及び管理に関する規則というのがございまして、これに基づいて設置をしております。

また、高浜市防犯カメラの管理及び運用に関する要綱というのがございまして、こちらのほうで設置場所等を公表しておるということでございます。

以上でございます。

委員長 ほかに。

問（13） 条例を設置すると何かほかの自治体で何か補助金とかが出るというような話があったんですけど、その辺りは設置をされなかったのかなっていうところをお聞きしたかったんですけど、その辺りはどうなのかっていうところについて再度お聞かせいただきたいのと。

あと昨日の、193 ページ、4 款 2 項 1 目の一般廃棄物収集運搬及び資源ごみ分別収集運搬業務委託。こちらの流用の内容について御答弁がなかったのと、それから、191 ページの 4 款 1 項 4 目のエコハウスの随契の理由、何号かちょっと分かりませんということだったので、お調べいただいたら御答弁いただきたいのと、あとその隣、190 ページの 4 款 1 項 4 目のエコハウスの光熱費について、商工会分についてもお聞かせいただけなかったのも、そちらをお願いしたいと思います。

答（防災防犯） 高浜市防犯カメラの設置及び管理に関する規則は、市が直接つける場合に設置をした規則でございまして、団体さん等が設置をする場合については、また別途そういうような規則なり要綱なりが必要かと思いますが、今そういったものはございません。

以上でございます。

答（経済環境） まず、190 ページのエコハウスの光熱費の中の商工会の関係でございまして、こちらのほうにつきまして、商工会の現在の利用状況を踏まえ、商工会のほうから使用されてる光熱費を徴収させていただいてございます。

あと、191 ページの高浜市総合サービスの委託料でございまして、こちらのほうにつきましても、地方自治法施行令第 167 条の 2 で随意契約をしてございます。

あと、193 ページの委託料、一般廃棄物収集運搬及び資源ごみ分別収集運搬業務委託料の予算の流用でございまして、日曜日に行っております資源ごみの特別拠点に排出された資源ごみにつきましては、基本的には翌日の月曜日に回収をしておりますが、昨年、コロナ禍などの影響を背景に膨大な資源ごみが排出されたときがございまして、その回収が月曜日だけで終わらず、火曜日以降も収集を行う必要が生じたため、その分の予算を予算流用により対応のほ

うをさせていただきます。

答（市民部） 先ほどの随意契約のところ、地方自治法施行令第167条の2と言いましたが、第1項第2号、その性質または目的が競争入札に適さないものということで、高浜市総合サービス株式会社の設立趣旨に鑑み、随契で委託しております。

委員長 ほかに。

問（13） 今、収集運搬の日数が増えたってということで、結局何日増えたってということでしょうか。流用書類を見ると、当初予算計上時よりコロナの影響で資源の収集日数が増加したってことなんですけど、今の説明でいくとコロナの影響は影響なんだけど、コロナの影響で収集物の増加により収集日数が増加せざるを得なかったのかなと思うんですよね、今の説明でいくと。やっぱり理由のところをやはり明確に書く必要があると思うので、やはりこういう書き方をされちゃうと、いや当初から収集の日数は決まってるのに何でコロナの影響で増加したのかなということがよく分からないので、やっぱりそこは分かりやすく書くべきかなと思います。そこについてももし何か御意見があればお聞かせいただきたいのと。

やはり商工会分の電気料につきましては商工会さん、日中ずっと使っているしやるので、どれぐらいになるかについてはやはりちゃんと調査してお答えいただきたいなと思っております。お答えできるところをお答えしていただきたいと思います。

答（経済環境） まず、1点目の御質問でございますが、やはり昨年度におきましては、コロナなどの影響の背景でいろんな生活環境も変わったということで理由書の中にはコロナの影響などでという表記のほうをさせていただきます。

答（市民部） 商工会への電気代等の請求でございますが、平成29年度から令和3年度までは実績がないものですから、面積按分によってエコハウスの電気代等々を按分しておりました。

しかし、それ以上に金額が増加しているという状況がありましたので、令和4年度からは、約11%アップで実態に応じて商工会に請求しておりますので、

これからは面積按分に変えて、金額で按分しておるといふ、増加分を積算して請求しておるといふこととございます。

委員長 ほかに。

問（13） 昨日の質疑漏れ、もう一つありました。エコハウスの今の何号かっというところまでおっしゃっていただいたんですけど、それにしてもちょっと971万4,639円ってすごく金額が高いかなと思うんですけど、これについて何か御説明いただければと思うんですけど、そこが昨日御質問いたしました。

答（市民部） エコハウスの委託料が少し高額だといふような御指摘でございますが、高浜エコハウスは、ごみの資源化率の向上、環境保全に関する意識の醸成等を図るとともに、高齢者の健康保持、障害者の就労支援等を推進するために設立された施設でございます。

通常の貸館業務に加えまして、ごみの分別学習やごみの販売店への取次ぎ等の業務を実施しております。

さらに清掃業務は障害者に担っていただいておりますなど、このような業務の積算の中で委託料が算出されておりますので、我々は適正であるといふふうに考えております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、以上で、認定第1号についての質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時06分

再開 午後2時14分

委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

認定第2号 令和4年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 歳入歳出一括質疑を許します。

問(13) まず、ぜひとも部長に御答弁いただきたいんですけど、昨年度の国保の特別会計を終えて、総括、それから課題についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、まず加入者の状況ということで、今年度、192人減少したということで、御説明のほうで社保の適用の拡大ということを言われたんですけど、多分、主に社保の適用の拡大なのかなと思うんですけど、それにしても多いなあっていうところがありますので、ほかに多分、要因はあるんじゃないかと思えますので、そのあたり御説明いただけたらと思います。

それから、今回、保険税の状況ということで、281ページのほうに滞納繰越分が収納率のほうが上がって行って、それからあと286ページ見ていただくと、本当に収納率が上がっているのかなと思うんですけども、この要因について、収納率上がることはいいのかなと思うので、これについてお聞かせください。

それから、繰入金なんですけど、法定外繰入をされてるってということなんですけど、今回、繰入れを減らしたってということと、あと繰入れに関して法定外繰入でやってるってというのが、現在、愛知県下でどれぐらいあるのかなっていうのを知りたいと思います。特に近隣市はどのような状況なのか、まずそこまで教えてください。

答(市民部) 私のほうから281ページの関係になりますので、3問ほどをお答えいたします。

まず総括ですが、平成30年4月から県も国保財政の責任を担っていただくというようなところへ移行しまして5年が経過して、安定した財政運営が行われていると、我々としても非常に助かっているという状況でございます。

ですので、安定しているということが一つと、その中で市町村が担う役割というところでは、国保税の賦課徴収、資格の管理、あと健康づくりといったような市民の近くのところを担っておるわけですが、国保税の徴収に関しては、先ほどの御説明の中にもありましたが、この資料でいくと、滞納繰越

分、48.7%の収納率ということで、これは実際、税務グループが実施しておりますが、近年、滞納繰越分の収納ということを課題に上げまして力を入れております。催告書の発送を増やしたり、相談回数を増やす、あるいは家庭を訪問するなど、収納率向上に向けた取組の結果であるというふうに考えております。

一方、ここに書いている医療費の関係でいきますと、コロナが落ちついてきましたので、加入者は減少しているものの医療費が大きく増えてきておるといふ状況にあります。ここについては、やはり税率等々にも関係してまいりますので、この動向も注視するというのと、県からも課税標準額というのが示されてきますので、そういった状況を見ながら、どのような税率が望ましいかについても注視していく必要があるのではないのかなというふうに考えております。

さらに令和4年度の実績という意味では、未就学児の均等割2分の1軽減とか課税限度額の引上げといったことも実際行われておりますので、国の制度にのっとって、適正に我々もそれについていくというようなこともできております。

今後の課題ということでは、国の制度が変わってきてこの4月からは出産育児一時金50万円支給というものも始まっておりますし、マイナンバーカードへの保険証の一体化だとか、そういう取組も今後必要になってくるという中で、やはり収納率向上と特定健診等の受診率向上に向けた取組をさらに強化していく必要があるのではないかとこのように考えております。

加入者が減った原因という先ほど御質問ございましたが、これは社保への加入が、これ来年の10月にもまた緩和されるんですけれども、どんどん社保への加入率が緩和されているということと、団塊の世代が75歳になって後期高齢者医療のほうへ移行しておりますので、そういう影響によって国民健康保険の加入者が減少しているというふうに考えております。

答（市民窓口） 繰入金金の減少というところの御利用でございます。

主に低所得者に対する減免、こちらのほうが少なくなっておると、所得が多少上がってきておるといふ傾向がございますので、そういったところの繰入れ

が減っておるという状況でございます。

もう1点、法定外繰入の近隣市の状況ということでございましたけども、資料によりますと、法定外のうち保険税収納の不足の補填分ということで記載をさせていただいている市町村が安城市と知立市と高浜市はゼロ円でございます。碧南市と刈谷市のほうが金額が入っておりますので、そういった形で補填をしておるという状況でございます。

委員長 ほかに。

問(13) 284 ページ、1款1項1目の短期被保険者証等発行世帯数、こちらが増えた理由と、当市として発行している理由についてもお聞かせいただきたいのと。

あと、下の資格証明書発行世帯数、これについての説明と、あと高浜市ゼロ世帯となっておりますので、ここについてどのような見解でゼロ世帯になっているのかについてもお答えいただきたいのと。

あと、引き続き、287 ページ、1款3項1目の1、運営協議会の事業について、8月に令和3年度の決算について議題として審議されてるかと思うんですけど、こちらについて委員さんのほうからどのような御意見があったのかお聞かせください。

答(市民窓口) まず、短期被保険者証の発行でございます。

令和4年度につきましては、保険証の更新につきまして基本的に2年に1回になります。前回の保険証の発行が令和2年となります。記載されておるのは令和3年度の280世帯です。令和2年度の発行件数が397世帯ということで、令和4年度と比較しまして66世帯の減少ということで、実質的には減少傾向という形になります。

あと資格証明書の件でございますが、基本的には納期限が過ぎますと督促等が行われて、それでも納めないと、普通の保険証の代わりに短期被保険者証が交付されると、これは今までのところでございます。

それから、納付期限が1年を過ぎますと保険証を返してもらい、代わりに資格証明書が交付されるということで、納付期限から1年が過ぎますと基本的には保険証を返していただいて資格証明書の発行という形につながってまいりま

す。

3つ目の御質問は、国保の運営協議会が8月に開催されたときにどんな意見があったかというところですが、先ほど部長申しましたように、今後、産前産後の免除はできるよというところを御説明申し上げて、特段、大きな意見というのはございませんでした。

以上でございます。

委員長 ほかに。

問(13) 資格証明書は納付期限1年超えた人に対して発行するものということですが、逆に何かこれがゼロ世帯ってというのが、ちょっともう本当信じられないなと思うんですけど、このあたり、これゼロでやれてるんだなってびっくりする感じなんですけど、その辺どのようにされてるのかなってというのはちょっと知りたいなっていうのと。

あと、これマイナンバーカード今後、保険証のほういらなくなってくるってことになる、このあたりの運用についてはどのようにされていくのかなっていうところ。マイナンバーカードの運用をこのあたり短期の被保険者証から資格証明書、どのようにされていくのか教えてください。

答(市民窓口) まず、資格証明書につきましては、かなりこれを発行すると被保険者の方々が制約をたくさん受けるというところで、なかなか我々のほうも発行するのには足踏みをするというところがございます。

どちらかという和被保険者側に立った運用を今しておるのかなというところでございます。

あとマイナンバーカードにつきましては、保険証がなくなってマイナンバーカードで資格確認ができるというところで、基本的には保険証がなくなるというところがございます。

そしてマイナンバーカードになったとき、ここでいう短期保険証だとか資格証明書というのがどうなるかというところで、国のほうは今この資格証明書の代わりに資格確認書というものを新たにつくって、それをマイナンバーカードをお持ちでない方は使っていただくというふうに今、制度設計をされております。

以上でございます。

委員長 ほかに。

問（13） そうなると、この短期保険証とか資格証明書を発行しなきゃいけない方に対しては、もしその方がマイナンバーを持っていれば、特にこれについては発行しない、市としては発行しなくて済むという理解なんですかね。その辺がちょっとよく分からないんで。

委員長 倉田委員に申し上げます。少し議題の範疇を超えておりますので、決算の範囲内で質問を行ってください。

問（13） やはりちょっとそこをよく分からないので、更新事業としてお金かけているものですから、もしこれがなくなるのであれば将来的にこの費用もなくなるということになるのかなと思いますし、現在どれぐらいの方が、もしマイナンバーだけでいけるんだったらマイナンバーだけでいってるのかなというのも気になりますので、お答えいただきたいのと。

あと、291 ページ、2 款 6 項 1 目の傷病手当金なんですけど、こちらが 4 年度 28 件あったということで、これに関しては経済的に困窮する家庭にはすごく必要な手当だと思うんですけど、これちょっと気になってるのが、例えば福祉まるごとで御相談を受けて、それで傷病手当金を受給できますよ、どうですかって言って来られる方が多いのか、それとも傷病手当金だけを申請しちゃうと、結局、ほかの相談というか、多分ほかにもいろんな支援策があるかもしれないものですから、そういうところにつなげられるのかどうかっていう、そのあたりちょっと心配しておりますので、教えてください。

答（市民窓口） 傷病手当のところでございますが、新型コロナに感染した方が当然対象となります。そういったところで、いきいきのほうに言われるというよりも、直接、国保の窓口にお越しになられる方、そういった方が大多数だと思っております。

委員長 ほかに。

問（13） 国保の窓口に来られるっていうのは本当に困窮されて困ってるから多分この窓口に来られるんですけど、やはりそこで対面でしっかりお話を聞いていただいて、ほかに何か困窮で、例えば、小学生がいるんだったら、ちょ

っと何か今後、こういう就労支援がありますよとか・・・。

委員長 倉田委員に申し上げます。

疾病手当に関する困窮の部分に聞いてみるのか、困窮全般で聞いてみるのか、その辺を明確にして質問をしてください。

問（13） 傷病手当だけではなくて、やはりほかのどこにつなげていただきたいと思うんですけど、その辺りはどのようにされてるのか。

それからマイナンバーについてもちょっと本当これよく分からないので、教えていただきたいんですけど。

委員長 議案の範疇を超えておりますので、答弁できる範囲で御答弁ください。

答（市民部） 291 ページ、傷病手当金のところでございますが、それはもちろん困った方が見えたら、それは全ていろんなところでおつなぎして日常的にやっておりますので、そこは御安心くださいということです。

284 ページの短期被保険者証につきましては、恐らく今、国のほうでいろんな検討をなされております。データで保険証がもう実物がなくなるものですから、そのデータをどう管理していくかも含めて、今、国のほうで進めている最中でございますので、我々が今どうするこうするといったことは、なかなか申し上げにくい状況であるということをお理解いただきたいと思います。

委員長 ほかに。

問（12） 主要施策成果説明書 281 ページ、加入世帯数について 4,749 世帯となっています。

資料要求の資料 18 では、短期保険者証発行世帯数 331 世帯となっており、加入世帯の全体の 7%となっているかと思えます。

現在、国保税が軽減されてる対象、就学前の子供までですけれども、ただ、このことと 7%とは関係があるとはちょっと言い切れないと思えますけれども、この就学前までの対象年齢を拡大させて、短期保険者証の発行、若干かもしれないですけど減少させるといったそういった考え方はないでしょうか。

答（市民窓口） 短期保険者証と子供の未就学児のところは、直接的にはちょっと関係がないのかなというところがありますので、そういった方が相談に来られれば、当然それに応じて対応させていただきます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、以上で、認定第2号についての質疑を打ち切ります。

認定第3号 令和4年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について
委員長 歳入歳出一括質疑を許します。

問(13) こちらも同じくぜひ部長にお答えいただきたいと思います。

今回の土地取得費の特別会計において、令和4年度の総括、課題についてお聞かせいただきたいと。

あと、こちら302ページ、1款1項1目の土地開発基金の積立金なんですけど、この積立金の内容、目的について教えてください。

答(土木) 今回、準用河川の土地の購入ということで、こちらは買戻しになっております。準用河川鮫川用地の取得率につきましては総件数が24件で、うち12件が取得済みになっておりますので、順調に事業のほうは進んでおるといふふうに考えております。

あと、土地開発基金の積立金でございますが、財産貸付収入の71万2,050円と、使用料の9,400円を合わせた72万1,450円を土地開発基金のほうに積立っております。

以上でございます。

委員長 ほかに。

問(13) 今、基金の積立ての内容を教えてくださいなんですけど、そういう意味ではなくて、積立金を行う目的について教えてください。

答(土木) 土地開発基金の用地の収入となっておりますので、土地開発基金のほうに入れております。

以上でございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、以上で、認定第3号についての質疑を打ち切ります。

認定第4号 令和4年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 歳入歳出一括質疑を許します。

問(13) 公共駐車場についてもいろいろ問題があると思いますので、令和4年度の決算を終えて、総括、そして課題について教えていただきたいのと。

あと、308ページの1款1項1目の駐車場の敷地借地料として534万円、この敷地の駐車場だけでっていうことによろしかったと思うんですけど、どういう、計算方式、何を使ってるのか、根拠について教えてください。

答(財務) 公共駐車場管理事業の令和4年度の決算状況でございますが、自動車の駐車場使用料の収入につきましては、前年度と比べると増加傾向にあるんですが、コロナ以前と比べますとまだそこまで回復はしてない状況で、支出につきましては、固定費が4年度はほとんど支出したものとなります。

今後の予定といたしまして、令和8年度から令和12年度までの間に大規模改修が行われるっていうことで、基金を今、積んでいるところなんですが、大きなお金が動くということで、今後、収入を増やしていくっていう努力をしないといけないと思うとともに、市民アンケートの中でも、毎年市民アンケートやっとなるんですが、駐車場のスペースが狭いということで、この大規模改修に合わせて、そういった面についても検討していきたいと考えております。

あと、借地料ですが、借地料はもともとは固定資産税や都市計画税の相当額を元に算定しておりましたが、相手さんとの協議の上で、今現在は決定をしております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、以上で、認定第4号についての質疑を打ち切ります。

認定第5号 令和4年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 歳入歳出一括質疑を許します。

問(12) 主要成果説明書313ページの要介護認定者数ですが、要介護1から要介護5までの合計数、1,208名となっております。

このうち障害者控除対象者認定書を申請した人数、あと、認定者数を教えていただきたいのと、要介護者には、条件によらず認定すべきと考えますが、このあたりのお考えをお願いします。

答(介護障がい) 令和4年度の障害者控除の発行数ですが114件となっております。

認定方法については、昨年度、若干見直しをしております、近隣市と足並みをそろえた形になっておりますので、それ以上、現状においては変更する予定はございません。

委員長 ほかに。

問(13) 同じく介護保険特別会計についてもぜひ部長に令和4年度終えて、総括していただきたい。特に課題とかあれば、教えていただきたいと思います。

それから、超高齢化社会と言われる中で、329ページ、4款1項1目のケアマネジメント事業ということで、介護予防ケアマネジメント事業委託料ということで、4年度減ってるんですよね。これ件数減ってるんですけど、これほどなんかいろいろ増えてるのになぜ減ってるのかっていうところがちょっとよく分からないので、それについて教えていただきたいと思います。

答(福祉部) 総括の部分について私のほうからお答えをさせていただきます。

我が国は、人口減少が始まって久しいわけですが、高齢者の人口につきましては、内閣府の資料でございますけれども、2042年をピークとしまして、まだまだ増え続けるという予測が出ております。

主要施策成果説明書の313ページを御覧いただきますと分かるように、本市におきましても、第1号被保険者数、それから要介護、要支援の認定者数というのは、年々増加をしております。

そのような状況の中で、高浜市にお住まいの皆様が住みなれた地域で安心・安全に暮らし続けるための介護施策を実施をしておるわけですが、まず、要介護認定者につきましては、やはり、在宅での生活を継続していただくための上乗せ、横出しといったサービスの充実を図っております。

また、施設に入所されてみえる皆様方につきましても、必要な介護サービスを受けながら安心した生活が送れるような支援、こちらにも力を注いでおります。

また、在宅介護にお困りの市民の皆様もたくさんおみえになりますので、いきいき広場の地域包括支援センター、まるごと相談グループ、こちらがしっかりとした相談支援を行っております。

それから、要介護に陥っていない元気な高齢者の方の介護予防事業にも、私ども力を注いでおりまして、介護予防拠点施設の運営をはじめといたしまして、生涯現役のまちづくり事業、いきいき健康マイレージ事業、コグニタウン事業などを行っておるという状況でございます。

委員長 ほかに。

問(13) 今、回答のほう一生懸命探していただいているようですので、次違う質問していきたいと思えます。

314ページの歳出ということで総務費のほうで、人件費のほう増えてますということで、本当に今後こうした事業については人を増やしてっていうかもう増やさざるを得ないですし、そうしないと介護のほう事業が成り立たないと思うんですけど。今回のこの総務費における人件費の増っていうのが、どういった状況なんですか。人をどこかに新たに配置したとか、時間を増やしたとか、そのあたりについて教えていただきたいのと。

あと、331 ページの4款2項1目の全世代楽習館の指定管理について少しお伺いしたいんですけど、全世代習館の指定管理ということは、ここで管理運営しながら自主事業をやるっていうことになると思うんですけど、委託料の中っていうのは、全世代楽習館って児童クラブもたしかここでやってると思うんですけど、ここ金額が入ってるのかどうなのかっていうところを教えてくださいたいのと、あと児童クラブと一緒にやってるってことになるのと、ちょっと指定管理っていうのはあまりなじまないのかなと思うんですけど、そのあたりについて教えてください。

委員長 答弁求めます。

答（介護障がい） ただいまの人件費の関係でございですが、ちょっと変な話になりますが、3年度に職員の横断的活用で、介護障がいグループの職員が一時的に他のグループの応援に参りまして、3年度は人件費が減少しております。

それに対して4年度は、介護障がいグループに配属が戻りましたので、その分が増加ということになってございます。

答（健康推進） 主要成果331ページの全世代楽習館の指定管理料についての御質問につきまして、まず、児童クラブの部分が含まれているかという回答につきましては、含まれておりません。高齢者部門のみの費用となっております。

そして、全世代楽習会につきましては、介護予防拠点施設の利用のほか、小学校と非常に近い距離ということもありまして児童クラブとの併用をさせていただいております。

施設の有効利用を行う意味で、日中、子供たちが使わない時間を高齢者に、そして学校が終わって放課後については児童クラブのほうが利用するような形として運用しておりますので、特に問題はないかなというふうに考えております。

委員長 ほかに。

問（13） ケアマネジメントの件数の減についてはちょっと今のところ分からないということでもよろしかったのかっていうと。すみ分けして使ってるのはいいんですけど、そうなってくるとやっぱりちょっと指定管理になじまないのかなと思うんですけど、そのあたりちょっと御答弁えおお願いします。

答（介護障がい） 介護予防ケアマネジメント事業につきましては、国保連を通して支払いをしておる関係なんですけど、この減額の要因についてはちょっと承知しておりません。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、以上で、認定第5号についての質疑を打ち切ります。

認定第6号 令和4年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 歳入歳出一括質疑を許します。

問（13） 後期高齢者医療特別会計につきましても、ぜひ部長に総括していただいて、課題について教えていただきたいと思えます。

答（市民部） 総括ということでございますが、後期高齢者医療特別会計は愛知県後期高齢者医療広域連合と市が協力して運営しております。市は、保険料の決定等々は県のほうで行いますので、保険料の徴収とか、実際の保険証等の引渡しというのは、市民との近いところを担当しております。

それについては適切に対応できましたし、令和4年主要施策成果説明書 353ページにありますとおり、令和4年10月から2割負担というのが新設されて、これへの対応も適切にできたのではないのかというふうに考えております。

今後につきましては、やはり高齢化が進み、高齢者の医療費は増え続けております。本市におきましても、この加入者数、被保険者数が令和3年に比べまして185人の増ということで、354ページを見ていただくと、後期高齢者医療広域連合納付金というところが、2,600万円ほど増加しております。

ですので、収納率を、やはり一生懸命頑張ると、それで広域連合へ納めていくということと、出産育児一時金の負担が後期高齢者にも来年度以降来るとい

うようなことになっておりますので、具体的な数字はまだ出ておりませんが、課税限度額が大きく引上げられるというようなことがございますので、それへの対応とか、あとはマイナ保険証への切替えの対応等々、今後やっていく必要があるというふうに考えております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、以上で、認定第6号についての質疑を打ち切ります。

議案第50号 令和4年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

認定第7号 令和4年度高浜市水道事業会計決算認定について

委員長 一括議題とし、認定第7号については、収入支出一括質疑を許します。

問(14) 決算審査の意見書のほうの56ページに、有収率が、令和3年が97.35%、令和4年度が98.07%。これ非常に有収率がいいわけです。私がやったときにはもっと低かったですけれども、これだけの数字を維持していくのは大変だと思っておりますけれども、この辺のところの理由が分かれば一言お願いをしたい。

答(上下水道) 御質問いただきましたように令和4年度の有収率につきましては、98.07%ということで、ここ数年でも最も高い数字となっております。

要因としましては、下水道工事を行う場合に、水道管の移設工事を行います。そのときに水道管の布設替えを行っていること。それから、8年に1度、メーター交換を行います。そのときに漏水調査を行っていることが有収率が高い要因ではないかと考えております。

委員長 ほかに。

問(12) 議案書6ページの議案第50号につきまして、未処分利益剰余金を減債積立金、建設改良積立金への積立て、また資本金への組入れとしております

けれども、今、物価高騰で多くの世帯において苦しんでいる状況を考えれば、水道代への還元をするべきではなかったかと思いますが、全く検討されなかったのでしょうか。

答（上下水道） 単年度の事業におきまして、確かに剰余金という形で黒字は出ておりますが、公営企業における利益といいますのは、民間企業におけるものとは概念が異なっております。

例えば、先ほど説明させていただいたように、配水管の布設替えをする費用について、水道料金を値上げして工事をするわけではございません。企業債を借りた場合に、返還する元金償還金を毎年の黒字を用いて返還していくというのが公共事業の考えでありますので、黒字については、公共的必要剰余金という考えとなっております。

そのことから、今後も水道水を安心・安全に利用者へ供給するため、管路の更新等を行ってまいりますので、令和4年度単年度で利益が出たからといって、水道料金を軽減するという考えは持っておりません。

委員長 ほかに。

問（13） 水道事業についても令和4年度の総括をしていただけたらと思います。

あと、高浜市水道事業会計の決算書の36ページですけど、こちらを見ると、賃借料として197万9,599円上がってるんですけど、こちらの内容、それから、先ほどから何回も申しているように、賃借料の積算根拠についてお願いいたします。

答（上下水道） 水道事業の総括につきましては決算書20ページを御覧いただきたいと思っております。

水道事業報告書という形で総括事項ということで記載させていただいておりますが、このところを抜粋して説明させていただきます。

年間総給水量は515万1,206立米で、前年と比較しまして、11万7,915立米減少となっておりますが、先ほどお答えさせていただいたように、有収率が98.07%と前年度と比較いたしまして、0.72%増加いたしました。

そのことから、今年度の当期純利益としまして、最終的に1億1,847万2,206

円の当期純利益を計上することができました。

課題としましては、やはり昨今の物価高、特に動力費である電気代の高騰などがございます。

また、給水収益につきましても、昨年、減収となったことから、今後はより収支について注視していきたいと考えております。

また、36 ページの御質問がありました件ですが、賃借料のうち、借地料につきましては、固定資産税相当額と都市計画税相当額の 2 分の 1 の分を借地料として支払っております。

委員長 ほかに。

問 (13) これ借地されてる場所っていうのは分かりますでしょうか。

答 (上下水道) 高浜配水場です。

問 (13) 配水場って、全面借地っていうことでよろしかったでしょうか。

答 (上下水道) 高浜配水場の管理棟と配水池のところをお借りしております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、以上で議案第 50 号及び認定第 7 号についての質疑を打ち切ります。

認定第 8 号 令和 4 年度高浜市下水道事業会計決算認定について

委員長 収入支出一括質疑を許します。

問 (12) 下水道事業会計決算書の 16 ページ、令和 4 年度高浜市下水道事業報告書の (1) 総括事項で、令和 4 年度は、昨年度に引き続き、豊かで潤いある水循環の創出を目的として、下水道未普及地域の整備に努めましたとあります。

資料要求の資料 26 には、公共下水道に早期接続をとく、3 年以内にとの文言があります。この資料 26 の接続率の表を見ますと、平成 30 年 3 月 30 日までに供用開始されたところの接続率 85%で、3 年以上と言いますけれども、もう

5年以上経った今現在、15%まだ未接続ということが分かります。この原因についてお願いしたいのと、あと、この下水道への接続が経済的に困難な方への対応についてもお願いします。

答（上下水道） 御質問につきましては、資料要求のありました資料26のことだと思いますので、資料26について答えさせていただきます。

おっしゃるとおり、各年度の区域の供用開始率の接続率につきましてはばらつきがございます。

市としましては、下水道が整備されましたら速やかに接続していただきたいのですが、下水道を使用していただくためには、個人の方に宅内の切替工事をしていただく必要性がございます。各家庭の経済的な御事情もあり、今すぐには切替えは難しいという声もお聞きしておりますので、下水道に接続されていないお宅に臨戸訪問等を行い、粘り強く接続をお願いしている状況であります。

続きまして、下水道の接続に係る費用の対策としまして、高浜市では、水洗便所改造融資のあっせん制度を設けております。

この制度につきましては、下水道に切替えをしていただくときに発生する費用に対して、接続する方が金融機関から融資を受けていただいて、その融資に係る利子の部分を高浜市が助成する制度となっております。

市といたしましてはこの制度を御活用していただき、下水道の接続の推進を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

委員長 ほかに。

問（13） 下水道事業報告書のほうに総括が書かれてるんですけど、今の、宅内への接続も課題かなと思うんですけど、ほかにも課題があれば教えていただきたいのと。やはりこれすごく接続にお金がかかって、昔私が住んでたときでも20万円ぐらいかかりますって、刈谷市で。でもそれも20年以上の前の話なんですけど、今すごく物価高騰なので、今大体、平均、その家によって長いとか短いとか管のこととかいろいろ状況があるかと思うんですけど、どれぐらいかかってるっていうふうに認識されてるのかなと思うんですけど。もし認識されてる部分があったらお願いします。

答（都市政策部） 接続の費用につきましては、委員言われたように各御家庭の事情がございます。

もう既に合併浄化槽が入っている場合は、雨水と汚水が分流された配管になってますので、御家庭の切替えは少額。ただ、昔、雨水と汚水、雑排水が混合したような排水経路になっておりますと、高浜市は分流式という方式で下水道の処理方式を採用しておりますので、それを分離していただく配管工事が発生します。そういった方については、費用は少し高額になります。

金額につきましては、家の形態によって違ってくるため、一概に幾らとは申し上げにくいので、よろしく願いいたします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、以上で、認定第 8 号についての質疑を打ち切ります。

ここで、議案第 50 号及び認定第 2 号から認定第 8 号までについて、質疑漏れがありましたら、許可いたします。

なお、質疑については、二、三問程度にまとめて簡潔に行ってください。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、以上で議案第 50 号及び認定第 2 号から認定第 8 号までについての質疑を打ち切ります。

以上をもちまして、議案第 50 号及び認定第 2 号から認定第 8 号までについての質疑を終結いたします。

《採 決》

議案第 50 号 令和 4 年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

挙手多数により原案可決

認定第 1 号 令和 4 年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について

挙手多数により原案可決

認定第 2 号 令和 4 年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

挙手多数により原案可決

認定第 3 号 令和 4 年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について

挙手全員により原案可決

認定第 4 号 令和 4 年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

挙手全員により原案可決

認定第5号 令和4年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

挙手多数により原案可決

認定第6号 令和4年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

挙手多数により原案可決

認定第7号 令和4年度高浜市水道事業会計決算認定について

挙手多数により原案可決

認定第8号 令和4年度高浜市下水道事業会計決算認定について

挙手多数により原案可決

委員長 以上で、決算特別委員会に付託されました案件の審査を全部終了いたしました。

お諮りいたします。

審査結果の報告の案文は正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上で、決算特別委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

閉会 午後 3 時 05 分

決算特別委員会委員長

決算特別委員会副委員長